

令和4年 教育委員会

第17回 定例会 議事日程

令和4年10月13日（木）

第1 議 案

【 指導課 】

- (1) 令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書一部変更の採択

第2 協 議

【 子ども総務課 】

- (1) 令和5年度 将来像に向けた方針について【秘密会】

第3 報 告

【 文化振興課 】

- (1) 図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館について

【 子ども総務課 】

- (1) 令和4年7月25日実施 教育委員訪問の報告
- (2) 教育委員会付議事項等について
- (3) 軽井沢少年自然の家のあり方検討について

【 子ども支援課 】

- (1) 令和5年度保育園・こども園等の入園申し込みについて
- (2) 認証保育所等の単願申請制度について

【 子育て推進課 】

- (1) 保育所の閉所について
- (2) 高校生等医療費助成事業について
- (3) くだんしたこどもひろばの利用終了について

【 学務課 】

- (1) 令和5年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱について
- (2) 令和4年度及び令和3年度 学校・園・館行事等の実施状況について

【 指導課 】

- (1) 令和4年度 体力調査(都)の結果について

裏面あり

第 4 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田 (10月20日号)

議案第30号

令和5年度使用特別支援学級教科用図書の一部変更選定結果（小学校）

議案第21号「令和5年度使用特別支援学級用教科用図書採択」のうち、一部教科用図書がすでに絶版となっており、供給不可との事実が判明した。よって、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条2項により、供給不可とされる教科用図書について、採択の一部変更を行うため、「千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針」に従い、小学校特別支援学級設置校長より申請を受けた。

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
図工	さ・え・ら書房	たのしい工作教室木のぞうけい教室

令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（小学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	リーブル	あっちゃんあがつくたべものあいうえお
国語	文部科学省著作教科書	こくご☆☆☆
国語	同成社	ゆっくり学ぶこのための「こくご」③
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「国語」④
国語	学研プラス	レインボーことば絵じてん
国語	日本教育研究出版	ひとりだちするための国語
国語	リーブル	しりとりしましょ！たべものあいうえお
国語	ポプラ社	どうぶついろいろかくれんぼ
国語	文部科学省	こくご☆
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門1
書写	PHP 研究所	高嶋式 子どもの字がうまくなる 練習ノート
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク①基本漢字あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク②あわせ漢字あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク④漢字の音あそび
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク⑤形声文字あそび
書写	学研プラス	小学全漢字おぼえるカード
書写	ブロンズ新社	らくがき絵本あ・い・う・え・お
書写	くもん出版	くもん式のひらがなカード
算数	むぎ書房	わかるさんすう1
算数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう1 らくらく算数ブック1
算数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう2 らくらく算数ブック2
算数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう3 らくらく算数ブック3
算数	学研プラス	さわって学べる算数図鑑
算数	日本教育研究出版	ひとりだちするための算数
算数	絵本館	五味太郎の絵本⑨ いろ

算 数	絵本館	五味太郎の絵本⑩ かたち
算 数	福音館書店	おおきい ちいさい
算 数	こぐま社	おんなじ おんなじ
算 数	ポプラ社	絵本・いつでもいっしょ 2 どうぶつなんびき？
算 数	偕成社	文字と数の本 1・2・3 どうぶつえんへ
生 活	ひかりのくに	202シリーズ たべもの202
生 活	講談社	親子で楽しんで驚くほど身につく！ こども せいかつ百科
生 活	ひかりのくに	こどものずかん Mio11 やさい・くだもの
生 活	ナツメ社	子どもの生きる力を育てる せいかつの絵じてん
生 活	ひかりのくに	マナーやルールがどんどんわかる！ 新装改訂版 みちかなマーク
生 活	平凡社	新版 はじめまして にほんちず
生 活	講談社	米村でんじろうの DVD でわかるおもしろい実験！！
生 活	ひかりのくに	こどものずかん Mio12 きせつとしぜん
生 活	開隆堂出版	職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる
生 活	平凡社	新版 はじめまして せかいちず
生 活	草思社	みんなのためのルールブック あたりまえだけど、とても大切なこと
生 活	偕成社	子どものマナー図鑑⑤ 12か月・行事のマナー
音 楽	こぐま社	いっばいうたって！たのしいうたの絵本
音 楽	成美堂出版	DVD でひける！はじめてのピアノ絵本②たのしい ピアノのうた
音 楽	汐文社	和楽器にチャレンジ1 和太鼓を打ってみよう
音 楽	くもん出版	CD付 楽器カード
音 楽	ドレミ楽譜	保育名歌 こどものうた100選
音 楽	偕成社	10人+1人の絵本作家オリジナルソング集 うたのパレット
図 工	岩崎書店	あそびの絵本7 クレヨンあそび
図 工	岩崎書店	あそびの絵本17 えのぐのあそび
図 工	さ・え・ら書房	たのしいこうさくきょうしつ1

図 工	さ・え・ら書房	小学校のたのしい工作教室 2
図 工	さ・え・ら書房	たのしい工作教室木のぞうけい教室
図 工	福音館書店	Do! 図鑑シリーズ 工作図鑑
図 工	国土社	たのしい図画工作 9 うごくおもちゃ
保 健	童心社	かこさとし からだの本 2 たべもののたび
保 健	ひかりのくに	こどものずかん Mio⑨ ひとのからだ
保 健	偕成社	子どもの健康を考える絵本④ からだがすきなたべものなあに？
保 健	合同出版	[改訂新版] イラスト版 からだのつかい方・と とのえ方 子どもとマスターする45の操体法
保 健	偕成社	子供の生活(6) じょうぶなからだになれるよ!
保 健	三省堂	こども からだのしくみ絵じてん 小型版
道 徳	学校図書	当該学年の検定教科書

道徳は通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（中学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種 目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国 語	東京書籍	文部科学省著作教科書 国語☆☆☆☆☆
国 語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編②改 訂版(ひらがなの読み書き)
国 語	日本教育研究出 版	ひとりだちするための国語
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク③ 部首あそび
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク① 基本漢字あそび
書 写	成美堂出版	書き込み式ボールペン字実用練習帳
社 会	学研プラス	読んで見て楽しむ 日本地図帳 増補改訂版
社 会	弘文堂	こども六法
社 会	日本教育研究出 版	ひとりだちするための社会

数 学	教育出版図書	文部科学省著作教科書 数学 ☆☆☆☆☆
数 学	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」① (量概念の基礎、比較、なかま集め)
数 学	学研プラス	さわって学べる算数図鑑
理 科	小学館	小学館の図鑑 NEO+ふらす くらべる図鑑 新版
理 科	小学館	小学館の子ども図鑑 プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶ ふしぎの図鑑
理 科	東洋館出版社	くらしに役立つ理科
音 楽	教育芸術社	6訂版歌はともだち
音 楽	アリス館	シリーズ音楽はともだち 2 日本の音 日本の音楽
音 楽	東京書籍	文部科学省著作教科書 音楽 ☆☆☆☆☆
美 術	東京書店	やさしくおれるたのしいおりがみ
美 術	日本文芸社	かんたん、ふしぎ。切り紙ブック
美 術	メイツ出版	楽しみながら才能を伸ばす！小学生の絵画とってお きレッスン 改訂版
保健体育	国土社	保健室で見る本① からだをまもろう、動かそう
保健体育	合同出版	イラスト版からだのしくみとケア 子どもとマスターする 58のからだの知識
保健体育	東洋館出版社	くらしに役立つ保健体育
職業・家庭	文化出版局	はじめてのキッチン 小学生からおとなまで。
職業・家庭	東洋館出版社	くらしに役立つ家庭
職業・家庭	日本教育研究出版	ひとりだちするための進路学習 あしたへのステップ
英 語	くもん出版	CD付き英語カード あいさつと話しことば編
英 語	創英社	New ABC of ENGLISH 会話編 (新装改訂新版)
英 語	成美堂出版	CD付き楽しく歌える英語のうた
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと ① 友だち関係 ～考え方のちがい～
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと (2) 友だち関係 (自分と仲良く)
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと (6) 友だち 関係 (気持の伝え方)

図書館システムリプレースに伴う図書館等の休館について

千代田区立図書館及び連携施設は、令和5年3月の図書館システムリプレースに伴い、臨時休館及び図書館ホームページを一時停止します。

1 新システム稼働日 令和5年3月13日（月）

2 臨時休館

日 程	休館施設
令和5年3月1日（水） ～3月12日（日）	千代田図書館 日比谷図書文化館 四番町図書館 昌平まちかど図書館 神田まちかど図書館 ちよだパークサイドプラザ区民図書室

※男女共同参画センターMIWは、期間中開室するが、資料の貸出・返却は不可

3 図書館ホームページ一時停止

令和5年2月28日（火）午後10時頃～3月12日（日）

4 システムリプレースの主な内容

- ・今回は現行システムのバージョンアップ及び機器更新が主となり、大幅なシステム変更はなし
- ・スマートフォンに表示させた貸出券電子バーコードの読み取りがスムーズになる
- ・問い合わせ及びイベント申し込みフォームがスマートフォン対応となる
- ・貸出通知及び貸出券有効期限通知メールが送信可能となる
- ・インターネット席の利用率低下及び持込端末利用増加に伴い、千代田図書館・日比谷図書文化館のインターネット席を半減し、空いた座席を持込端末利用可の電源付き閲覧席として活用する

5 周知予定

◆広報千代田

- ① 11月20日号 臨時休館・貸出施設の利用停止について
- ② 2月5日号 臨時休館・図書館ホームページ一時停止について

◆図書館ホームページ及び館内掲示

令和4年11月20日（日）から

◆区ホームページ

令和4年11月21日（月）から

令和4年7月25日（月）実施の教育委員訪問について（報告）

子ども総務課
子ども支援課
子育て推進課

令和4年7月25日（月）に実施した教育委員訪問について、下記のとおりその概要を報告する。

記

1 実施日時 令和4年7月25日（月）13時30分から16時30分まで

2 訪問日程 別紙のとおり

3 出席者 教育長、教育委員4名、子ども部長（四番町保育園のみ参加）、子ども総務課長、子ども支援課長、子育て推進課長及び事務局職員（視察先）
麴町保育園 小宮園長
ポピンズナーサリースクール一番町（以下「ポピンズ」といいます。）
平岡園長
四番町保育園 永野園長

4 訪問概要

（1）四番町保育園（仮園舎）、ポピンズ及び麴町保育園の各施設を視察

（2）意見交換（於 麴町出張所会議室）

- 園の運営方針はどうしているのか。また、園の運営で工夫及び苦勞していることは何か【子ども総務課長】。

【麴町保育園長】

→ 職員一丸となって、子どもたちと一緒に楽しみながら、成長を後押しすることを大事にしている。また、子どもたちが保育園に愛着を持てるように子どもの気持ちに寄り添い、一人ひとりを大事に保育している。
保護者とは、できるだけ話す機会を作り、コミュニケーションを取っ

て信頼関係を築くように心がけている。

子どもたちは素直な子が多く、様々なことを楽しんで過ごしている。また、子どもたちは園庭で遊ぶことができ、屋内でも子どもたちの興味を捉えたものを用意して遊べるようにしている。

ほかにも、乳幼児突然死症候群の対策として、園内で月1回訓練を実施するようにしている。

近隣住民との関係では、子ども支援課と協力して、できる限り配慮して対応している。

【ポピンズ園長】

→ 運営会社の方針として、子どもたちに「SDGs」を伝えていくことに取り組んでいる。また、職員に対してジェンダー平等の研修を実施し、各職員が子どもたちの成長に合わせて大事なことを伝えながら保育をしている。

児童の定員が80名中69名と空きがでており、運営上問題がある。園庭もなく施設も狭いが、選んでもらえる園になるために園内でできる活動をスタッフと考えながらやっている。また、コロナによる制限で、子どもたちの日常や行事の様子といった保育現場を直接見てもらえない状況をどうしていくかが課題である。

【四番町保育園長】

→ 一人一人の子どもの人権を大切にし、言葉かけ一つが人権にかかわることを意識して保育を心がけている。また、最近実施できていなかった保護者会を対面で実施したことで、子どもだけではなく保護者のつながりも作ることができた。今後は保護者同士や保育士とのつながりの構築を進めていきたい。

感染対策に時間を多くとられているが、工夫して対策している。ただ、陽性者が多く出た場合、どのように食い止めるかが課題である。また、仮園舎の今後がどうなるかは不明だが、新しい園舎に移るまでしっかりと保育したい。

○ 番町麴町地区は広場がないが、どこを散歩しているのか【俣野委員】

【麴町保育園長、ポピンズ園長、四番町保育園長】

→ 四番町の日テレ番町の森、五番町の児童遊園、北の丸公園、東郷公園、千鳥ヶ淵、三番町交差点の公園などで散歩している。

○ コロナによって保護者や職員とのコミュニケーションができていない現状をどう考えているか。また、今後どうしていくのか【金丸委員】

【麴町保育園長】

→ 最近、保護者会をzoomで実施し、保護者に参加がしやすいと喜ばれ

た。ただ、人とのつながりが希薄になってしまうので、どのような形で交流の機会を作っていくかが課題である。また、保護者との信頼関係を構築するため、日常の会話を大切にしている。

【ポピンズ園長】

→ 現在は個人面談を zoom で実施しており、保護者からは対面で保護者会の実施の要望があるが、現状は zoom の活用で精一杯である。コロナの制限によって子どもたちの送迎の引き渡しが玄関対応となっているので、保護者と職員が対面で落ち着いて会話することができる。

【四番町保育園長】

→ 保護者会を対面で実施した際には、友達ができたこと保護者に喜ばれた。今後は zoom 等も活用して関係を築いていきたい。

○ 感染者が出た場合の体制はどうか【金丸委員】

【麴町保育園長】

→ 職員の体調が悪い場合は、検査を受けて結果が出るまでは出勤しないようにしている。職員の欠員が出た場合、勤務がシフト制のため負担は大きい職員で一致団結して対応している。また、感染者が出たクラスの子どもにはマスクをしてもらう。

【ポピンズ園長】

→ 子どもが濃厚接触者となった場合は、担当職員も一緒に休むようにしている。職員が不足した場合は、本社に相談して職員の派遣をしてもらうことになっている。

【四番町保育園長】

→ 職員は体調が悪い段階で休む等の対応をするようにしている。感染拡大した場合は、子どもたちにも自粛という形でマスクをしてもらう。

○ 登園を控えている家庭は出ているのか【長崎委員】

【ポピンズ園長】

→ 出ている。また、感染拡大時には関係のない他のクラスでも協力して休んでくれる家庭もある。

○ 保育士の人員不足の場合、ポピンズは本社から応援が来るが区立の場合はどうか【長崎委員】

【子ども支援課長、麴町保育園長、四番町保育園長】

→ 子ども支援課所属の保育士の応援派遣や有償ボランティアを呼びかけるが、即時の対応難しい。基本的には園内努力を中心に考えている。

○ コロナで難しいと思うが、園内（他のクラス）や小学校と交流する計画は

あるのか【佐藤委員】

【麴町保育園長】

→ 園内での交流はなかなかできていないが、季節の行事は時間差をつけてクラスごとに実施した。また、麴町小学校や幼稚園と交流しており、今後も状況に合わせてながら計画を立てていく。

【ポピンズ園長】

→ 園の行事はフロアごと時間差を設けて実施している。また、夕方は他のクラスと自由に遊ぶ時間にして交流している。去年は麴町小学校の見学をできたが、今年度は未定である。系列の児童館の小学生に小学校での生活に関するオンライン質問会を実施した。

【四番町保育園長】

→ 年長組が企画した展示物を見て、年少組もそれらを真似して成長しており、ある意味で交流の一つの形ではないかと考える。これまで何度も交流の企画をしたが、コロナによって中止になってしまうことが多かった。西神田保育園時代には、小学1年生による学校案内のDVDを小学校に作成してもらい、とても好評だった。

○ コロナの前後を比較して子どもたちの変わったことはあるか【子ども総務課長】

【麴町保育園長】

→ コロナによる制限はあるが、子どもたちは変わらず生き生きと過ごしている。そして、職員はコロナの制限があるなかでも、できることや楽しめることを工夫して保育している。

【ポピンズ園長】

→ コロナによって登園自粛となり、ほとんど会うことがない子どもたちがいる。そのため保育園での生活が定着せず、今後の小学校での集団生活も心配である。

【四番町保育園長】

→ 子どもたちの様子は変わらないが、コロナによって歌を歌うことができなくなった。

○ 保育園における ICT 活用の現状はどうなっているのか【子ども総務課長】

【麴町保育園長】

→ 公立の保育園では ICT 化が進んでいないが、今後進んでいくと思う。現在は写真を通して、日常の保育風景を保護者に見てもらっている。

【ポピンズ園長】

→ 去年、運動会をオンラインで配信した。園児の写真や動画の撮影許可に関しては入園時に同意書をももらうようにしている。また、タブレット

トを利用して写真を添付した電子の連絡帳を作成している。

【四番町保育園】

→ 麴町保育園と同じような状況である。

令和4年度教育委員訪問（保育園）日程

日時：令和4年7月25日(月)

時 程	内 容	備 考
13:15	千代田区区役所本庁舎車寄せ 集合 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">車移動</div>	教育委員、管理職は庁有車
13:30	四番町保育園 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">車移動</div>	現地集合の場合は、13時25分現地集合
14:00	ポピンスナーサリースクール一番町 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">車移動</div>	
14:30	麴町保育園 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">車移動</div>	
15:00	意見交換 (於) 麴町出張所会議室	
15:45	現地解散	庁有車で区役所まで帰庁することも可能です。

出席予定 教育長、教育委員④、子ども部長、子ども総務課長、子ども支援課長、子育て推進課長【事務局】子ども総務課③ 計12名

※子ども部長は、所用のため、四番町保育園までとなります。

教育委員会付議事項等について

教育委員会に付議事項、協議事項、報告事項等は、次に掲げるものとする。

1 付議事項（議案）

- (1) 区教育行政の運営に関する一般方針に関するもの
- (2) 事務事業の基本的な方針及び重要な計画の設定、変更又は廃止に関するもの
- (3) 教育予算その他区議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関するもの
- (4) 教育財産の取得の申出及び用途の廃止に関するもの
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、附属機関の構成員の任免及びその他の人事に関するもの（教育長委任事項を除く。）
- (6) 千代田区立学校教育職員の懲戒及び分限に関するもの
- (7) 教育委員会規則及び訓令に関するもの
- (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関するもの
- (9) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関するもの
- (10) 特に重要な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮問、申請、照会、同意、回答、及び通知に関するもの
- (11) 特に重要な許可その他の行政処分に関するもの
- (12) 審査請求の裁決及び重要な訴訟に関するもの
- (13) 特に重要な広報に関するもの
- (14) 前各号のほか、特に重要又は異例に属するもの

※ 重要又は異例の判断に疑義が生じたときは、直属の上司に相談すること。

※ 千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年千代田区教育委員会規則第28号）第3条の規定により区長部局に補助執行させている事務（区立図書館に関すること、文化財の保護等に関すること等）のうち、上記1号から14号までに掲げる事項に該当するものは議案となる。

2 協議事項

- (1) 議案提出予定の案件であって、事前に教育委員会に協議が必要であるもの（軽易な案件等を除く。）
- (2) 議案提出予定の案件ではないが、教育委員会の属する権限（区長部局に補助執行させているもの、教育長に委任したものを含む。）について、教育委員会と自由な意見交換、相談、調整等が必要であるもの

3 報告事項

- (1) 議案提出・協議を予定している案件について、事前に教育委員会に途中経過を報告する必要のあるもの
- (2) 教育長の権限に属する事務のうち、重要な事項について、その管理及び執行の状況を報告する必要のあるもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、区長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年千代田区規則第46号）の規定により教育委員会が処理することとされた事務に

関するものであって、その管理及び執行の状況を報告する必要があるもの（※条例、規則の制定・改廃、契約締結等の議決案件、常任委員会に報告する又は報告した案件等）

- (4) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会の事務事業（区長部局に補助執行させているものを含む。）の執行に際し、事前に又は事後にその内容等を報告する必要があるもの

4 その他事項

- (1) 軽易な情報提供に関するもの（教育委員会行事予定表、広報千代田掲載事項）
- (2) 事務連絡

※秘密会

上記1から3までに掲げる案件のうち、人事に関する事件その他の事件（地教行法第14条第7項）については、教育委員会の議決を得て、秘密会とすることができる。

秘密会とする案件は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教育委員会事務局、学校等の職員の人事案件
- (2) 個人に関する情報、法人に関する情報、行政執行に関する情報、意思形成過程に関する情報、公共の安全等に関する情報等であって、情報公開請求がなされた場合に、非公開とされる案件（ただし、資料を被覆すること等により公開できるものは、この限りでない。）

※閉会后

閉会后の案件は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上記1から3までに掲げる案件のうち、会議に付す前に事前の情報提供等が必要なもの
- (2) 前号に掲げる案件のほか、閉じられた環境で教育委員との自由闊達な意見交換を要するもの

教育委員会、区長の委任、補助執行、職務権限の特例に関する事務の流れ

【事務執行の根拠規程】

区長の権限に属する事務の委任等に関する規則
 ・教育委員会の委任又は補助執行
 教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
 ・区長部局職員の補助執行
 教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
 ・区長の事務

事務の主体

教育委員会

教育委員会

区長部局

区長部局

条例、区議会議決案決

	教育に関する事務 (子ども総務課、指導課、学務課、子ども施設課)	次世代育成関連事務 (子ども支援課、子育て推進課、児童・家庭支援センター)	教育に関する事務 (文化振興課図書館、文化財担当)	スポーツ・文化に関する事務 (生涯学習・スポーツ課)
教育委員会への対応	協議 議案	報告	協議 議案	不要 ただし、「千代田区生涯学習推進委員等設置条例」のうち、社会教育委員に関する規定を改廃する場合のみ左欄に同じ。
区長からの教育委員会への意見聴取	あり	なし	あり	
意見聴取に対する教育委員会の回答	議案		議案	
総務課への対応	立案請求	議案提出依頼	立案請求	議案提出依頼

※「教育委員会規則」「教育委員会訓令」は、教育長に委任することができないので、教育委員会に議案として上程し、その

規則

	教育に関する事務 (子ども総務課、指導課、学務課、子ども施設課)	次世代育成関連事務 (子ども支援課、子育て推進課、児童・家庭支援センター)	教育に関する事務 (文化振興課図書館、文化財担当)	スポーツ・文化に関する事務 (生涯学習・スポーツ課)
教育委員会への対応	協議(内容による) 議案	報告(規則公布後)	協議(内容による) 議案	区規則 (教育委員会の関与なし)
規則種類	教育委員会規則	区規則	教育委員会規則	

訓令

	教育に関する事務 (子ども総務課、指導課、学務課、子ども施設課)	次世代育成関連事務 (子ども支援課、子育て推進課、児童・家庭支援センター)	教育に関する事務 (文化振興課図書館、文化財担当)	スポーツ・文化に関する事務 (生涯学習・スポーツ課)
教育委員会への対応	協議 議案	協議 議案	協議 議案	区長訓令 (教育委員会の関与なし)
訓令名	教育委員会訓令	教育委員会訓令	教育委員会訓令	

※規則制定権は、区長の権限の委任等に関する規則第2条ただし書の規定により委任されていないが、訓令はこの限りでない。

契約案件

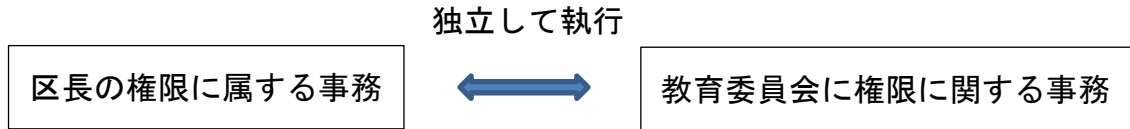
(1億5,000万円以上の工事、2,000万円以上の物件等の供給)

	教育に関する事務 (子ども総務課、指導課、学務課、子ども施設課)	次世代育成関連事務 (子ども支援課、子育て推進課、児童・家庭支援センター)	教育に関する事務 (文化振興課図書館、文化財担当)	スポーツ・文化に関する事務 (生涯学習・スポーツ課)
教育委員会への対応	報告	報告	報告	
区長からの教育委員会への意見照会	あり	なし	あり	
意見聴取に対する教育委員会の回答	議案		議案	

地方自治法の規定に基づく委任及び補助執行並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく職務権限の特例について

○地方自治法の規定に基づく委任及び補助執行について

1 趣旨



しかし、「類似する事務」「他方の事務執行に直接関連のある事務」等をそれぞれが組織を設けて執行するのは非効率



双方が協議し、区長(教育委員会)の権限に属する事務の一部を、教育委員会又はその所属職員(区長の補助機関である職員)に行わせることにより、行政運営の能率的処理と一体性の確保を図る。

2 「委任」と「補助執行」の違い(区長からの委任・補助執行の場合)

(1) 委任

区長の権限に属する事務の一部を、教育委員会に移し、教育委員会が自らの権限として事務を処理する。

※対外的には「教育委員会名」で執行される。

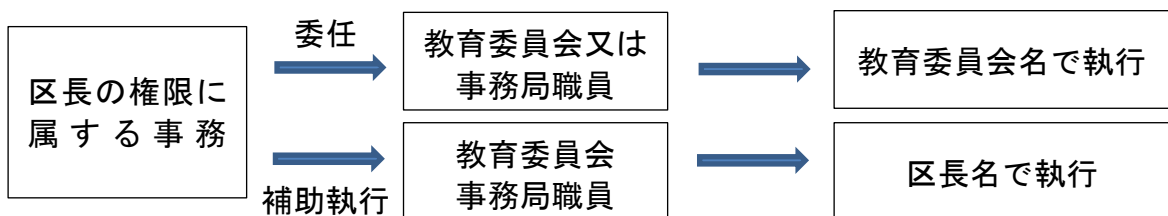
※教育委員会から、さらに教育長に委任された場合は、「教育長名」で執行される(千代田区教育委員会の権限委任に関する規則)。

(2) 補助執行

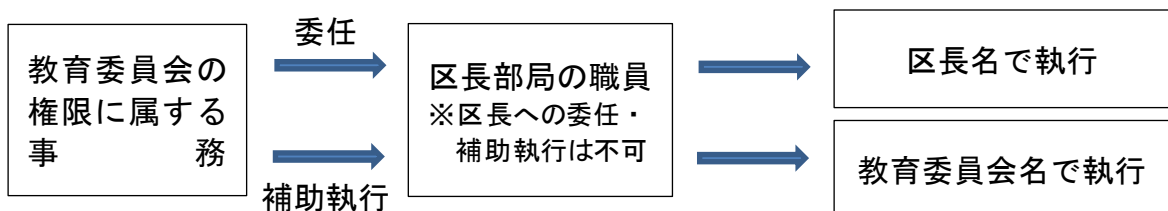
区長の権限に属する事務の一部について、権限は区長に留保したまま、内部的に教育委員会の事務を補助する職員(教育委員会事務局の職員)が事務を処理する。

※対外的には「区長名」のままで執行される。

(「地方自治法第180条の2」及び「区長の権限に属する事務の委任等に関する規則」)



(「地方自治法第180条の7」及び「千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」)



委任及び補助執行事務一覧

1 委任事務

区 長

※区長の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条(抜粋)

教育委員会へ委任

区長は、次の事務を教育委員会に委任する。ただし、当該事務に係る条例その他区議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定並びに処分に関することを除く。

- ① 教育委員会の所掌する事務に係る使用料その他の収入の減額及び免除並びに還付に関すること。
- ② 子育ての推進に関すること。
- ③ 青少年問題協議会の運営に関すること。
- ④ 区立の幼稚園、小学校及び中学校についての学校基本調査に関する調査票の配付、収集、審査等の事務
- ⑤ 区立の保育園、児童館及び区立児童・家庭支援センターの施設の維持管理に関すること。
- ⑥ ちよだパークサイドプラザの運営管理に関すること。

教育委員会

※千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条(抜粋)

区長の補助機関である職員へ委任

教育委員会は、次の事務を区長の補助機関である職員に委任する。

- ① 就学児童の調査に関すること。
- ② 学校その他の教育機関の営繕に関すること。
- ③ 区立麴町小学校の施設維持管理に関すること。

2 補助執行事務

区 長

※区長の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条(抜粋)

教育委員会事務局の職員に補助執行させる事務

区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。

- ① 教育委員会に委任された事務に係る条例その他区議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定並びに処分に関すること。
- ② 予算事務規則、契約事務規則、会計事務規則及び物品管理規則に定める部長等の処理すべき事務に関すること。
- ③ 国庫支出金及び都支出金の申請、調査及び報告に関すること。
- ④ 会館施設予約システムによる区民会館、区民館及びちよだパークサイドプラザの利用並びに神田児童館及び富士見わんぱくひろばの目的外使用に係る申込みの受付(使用料等の収納を含む。)に関すること。
- ⑤ 児童・家庭支援センター及び一番町児童館の目的外使用に係る申込みの受付(使用料等の収納を含む。)に関すること。
- ⑥ 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
- ⑦ 幼稚園教育職員の給与に関する条例第2条及び九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例第2条に規定する者に係る児童手当の認定及び支給に関すること。
- ⑧ 教育委員会に係る寄付の受領に関すること。
- ⑨ 教育委員会の事務(教育委員会に委任された事務を含む。)に関連する普通財産の保管に関すること。
- ⑩ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する事務及び同法第1条の4第1項に規定する総合教育会議の運営に関すること。

教育委員会

※千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条(抜粋)

区長部局の職員に補助執行させる事務

教育委員会は、次の事務を区長の補助機関である職員に補助執行させる。

- ① 教育委員会の情報に係る情報公開請求の受付及び公開決定通知等に関すること。
- ② 会館施設予約システムによる区立小学校(当該システムによる予約が可能な学校に限る。)の目的外使用に係る申込みの受付(使用料等の収納を含む。)に関すること。
- ③ 区立図書館に関すること。
- ④ 社会教育委員に関すること。
- ⑤ 社会教育団体に関すること。
- ⑥ 文化財の保護及び活用並びに保護思想の普及に関すること。
- ⑦ 文化財保護審議会に関すること。
- ⑧ ③から⑦まで(⑤を除く。)に掲げる事務(⑨において「図書館・文化財等事務」という。)に係る条例その他区議会の議決を経るべき事案(予算案件を除く。)に係る議案の原案の作成に関すること及び区議会における議案の説明に関すること。
- ⑨ 図書館・文化財等事務に係る教育委員会規則、訓令、要綱等の立案に関すること。
- ⑩ 国、東京都等に対する各種調査、報告等に関すること。
- ⑪ 特定個人情報保護評価における評価書の特定個人情報保護委員会への提出及び評価書の公表に関すること。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく職務権限の特例について

1 概要

スポーツ・文化等に関する事務については、「地域づくり」と密接な関連があり、他の地域振興関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に担当することが効率的であることもあることから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、条例の定めるところにより次に掲げる事務に関しては、区長が管理し、及び施行することができる。

- (1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

本区においては、千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 20 年千代田区条例第 6 号）の規定により、上記 1 号から 4 号までに掲げるもののうち、

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

について、区長が管理し、及び執行することとされている。

2 「委任」、「補助執行」の違い

地方自治法第 180 条の 7 に規定する事務委任・補助執行については、地方公共団体の長の補助機関の職員等を対象としたものであり、地方公共団体の長自身に事務を委任・補助執行させることはできない。

一方、職務権限の特例は、職務権限そのものが首長に移ることとなる。このため、スポーツや文化等に関する行政に関しては、地方公共団体の長自身が地域の実情や住民のニーズに応じて「地域づくり」という観点から、他の地域振興関連行政とあわせてその権限と責任において一元的に担当することが可能となる。

軽井沢少年自然の家のあり方検討について

令和4年度の検討体制及びスケジュール

令和3年度の軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会(以下、「検討協議会」という。)での議論の内容を踏まえて、今年度は「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想策定委員会(以下、「基本構想策定委員会」という。)」を設置し、施設に必要な機能を整理するとともに、施設の整備・運営手法の検討も行い、基本構想として取りまとめる。

1 基本構想策定委員会委員構成

氏名	役職等
佐藤 久美子	玉川大学大学院教育学研究科名誉教授
佐藤 和紀	信州大学教育学部准教授、元東京都公立学校教員
小林 勇司	元千代田区立麴町小学校・お茶の水小学校校長
赤坂 寅夫	元中央区立佃中学校校長、元千代田区教育委員会指導主事
櫻井 千佳子	武蔵野大学グローバル学部教授
山口 勝己	東京都市大学共通教育部教授
中村 裕子	千代田区立麴町小学校校長
堀越 勉	千代田区立神田一橋中学校校長
島田 功一郎	千代田区立九段中等教育学校副校長
佐藤 尚久	千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長

2 これまでの経過及び今後のスケジュール(予定)

令和4年3月	検討協議会報告書作成及び議会報告
6月	公共施設調査・整備特別委員会 現地調査 区立学校保護者及び教職員意見聴取(別添1, 2参照)
7月	第1回基本構想策定委員会
9月	第2回基本構想策定委員会
10月	第3回基本構想策定委員会(予定)
12月	基本構想(案)作成及び議会報告 基本構想策定
令和5年3月	整備計画及び運営等事業者決定及び議会報告

校外学習施設「軽井沢少年自然の家」に関するアンケート調査の結果について

1 調査期間

令和4年6月16日から令和4年6月30日まで

2 調査対象及び回答数

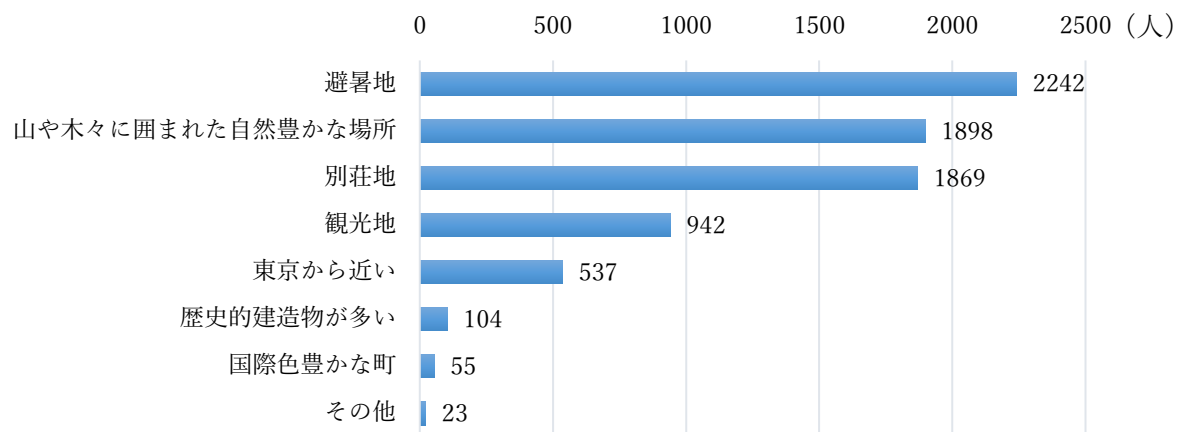
区内公立学校に通う児童・生徒4,941人の保護者（回答数2,697件）

3 調査方法

Microsoft Forms（選択式/記述式）

4 結果

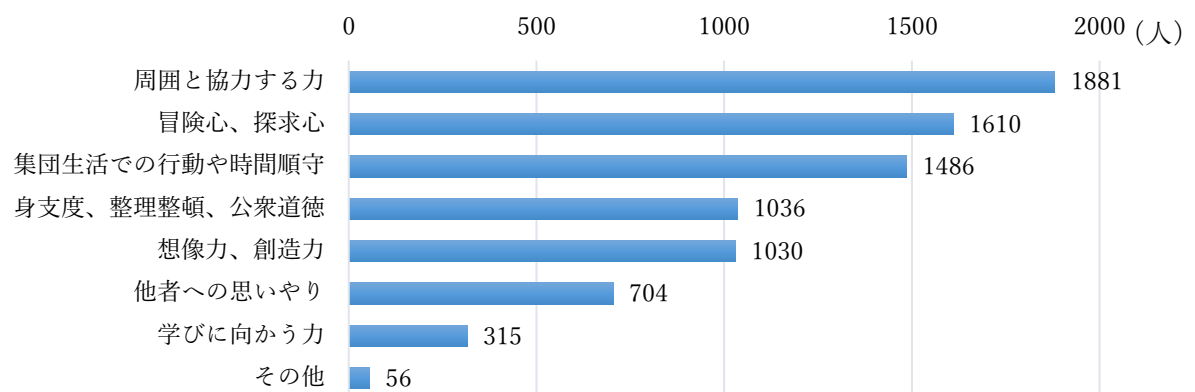
（設問1）軽井沢と聞かれて何をイメージされますか。【回答は3つまで】



〈その他の主な意見〉 ・スキー場が近い ・学生時代の合宿地 等

（設問2）校外学習を通じて、お子様にどのような力を身に付けてほしいですか。

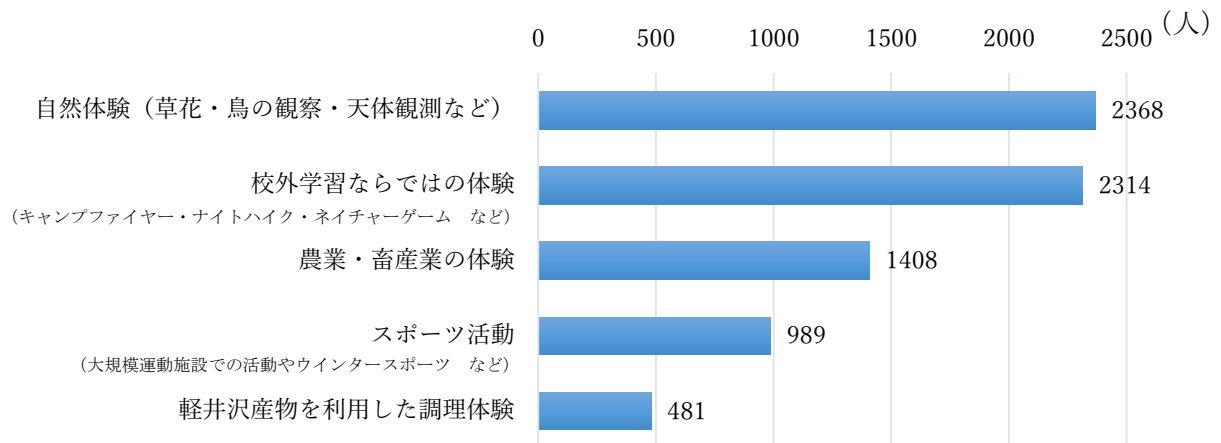
【回答は3つまで】



〈その他の主な意見〉 ・自然と触れ合い雄大さを感じる ・友情を深める 等

(設問3) 軽井沢で校外学習をする際、お子様にどのような体験をさせたいですか。

【回答は3つまで】



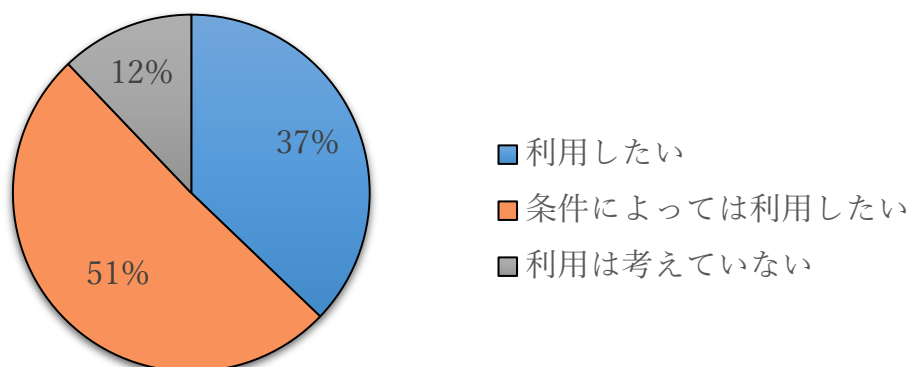
(設問4) 設問3の回答以外で、既成概念にとらわれず、軽井沢で校外学習を行うにあたって新たに取り組んでほしいことがありましたらお書きください。

【自由記述】

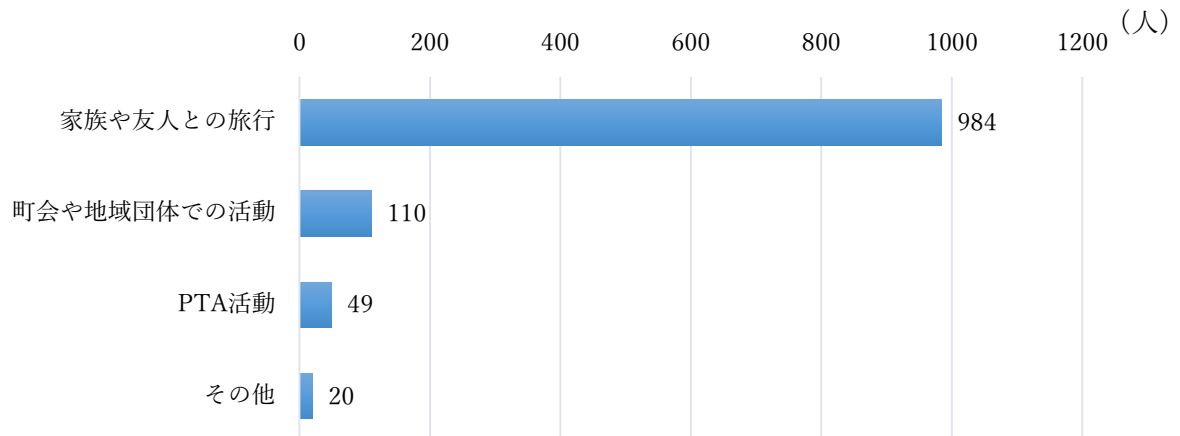
[主な回答] ※①～③については、教職員と意見交換を行った。(別添2参照)

- ①英語○○ (例：学習、教育、生活、合宿、漬け、キャンプ、セミナー 等)
- ②班別行動学習 (子どもたちで活動を選択したり計画したりする。)
- ③チームビルディング
- ④サバイバル体験 (テント泊、自炊、火起こし、防災訓練も含む。)
- ⑤地元の子どもたちや地域との交流
- ⑥歴史学習
- ⑦観光業・宿泊業等の職場体験・職業体験

(設問5) 校外学習として利用されていない期間、施設を一般開放した場合に利用したいですか。

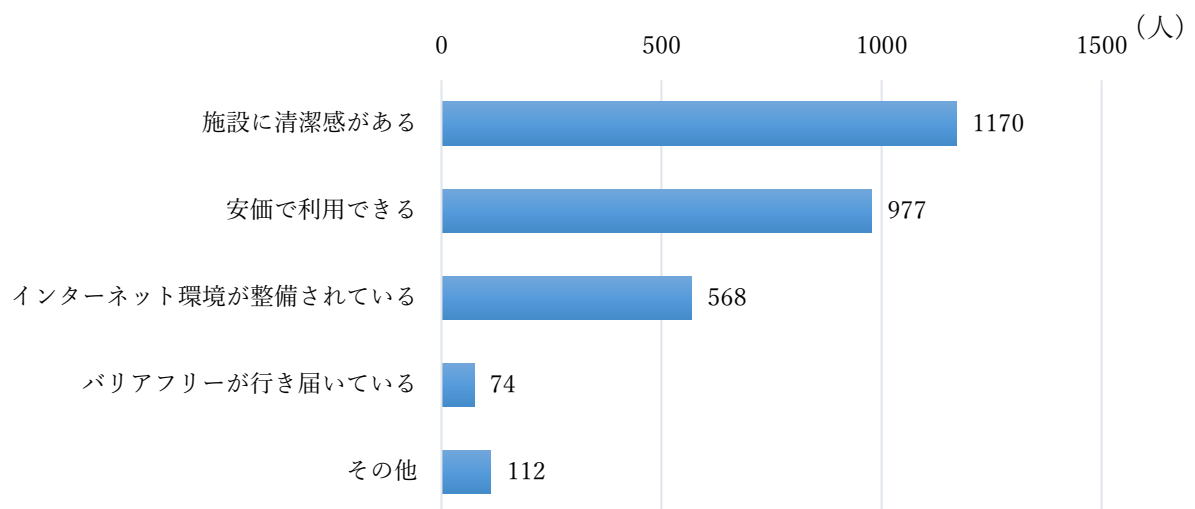


(設問6) 設問5で「利用したい」とお答えの方にお聞きします。どのような利用をしたいと思いますか。【回答はいくつでも】



〈その他の主な意見〉 ・部活やスポーツクラブチームの合宿 ・会社や区主催のイベント 等

(設問7) 設問5で「条件によっては利用したい」とお答えの方にお聞きします。どのような条件があれば利用したいと思いますか。【回答はいくつでも】



〈その他の主な意見〉 ・BBQ やキャンプができる ・冷暖房が完備されている
 ・セキュリティが整っている ・駅からの送迎・交通手段がある
 ・オンライン予約ができる 等

校外学習施設「軽井沢少年自然の家」での学習プログラムの検討にかかる 教職員への意見聴取の結果について

軽井沢少年自然の家で行う学習プログラムを検討するにあたり、教職員のこれまでの校外学習指導の経験等を踏まえた意見を反映するため、以下の1, 2について、区立小・中・中等教育学校の教職員へ意見聴取（意見交換）を実施した。

1 各学校における学習プログラムの検討

(1) 概要

軽井沢少年自然の家でどのようなプログラムの実施が考えられるか、各学校の教職員に意見聴取した。

(2) 各学校への意見聴取結果一覧

NO.	プログラム内容
1	地元の学校等との交流活動
2	現地の方との交流を兼ねた出前講座
3	天体観測や自然観察、キャンプ、野外活動
4	農作業体験、観光・宿泊施設等での職業体験
5	I C Tを活用した学習
6	勉強合宿、研修事業の充実
7	部活動合宿やスキー等の運動、レクリエーションの活動
8	自然を生かしたオリエンテーリングの実施

2 保護者アンケートの結果に基づく意見交換

(1) 概要

保護者アンケートの「設問4 既成概念にとらわれず、軽井沢で校外学習を行うにあたって新たに取り組んでほしいことがありましたらお書きください」に対する回答のうち、特に回答数が多かった

- ① 英語○○（例：学習、教育、生活、合宿、漬け、キャンプ、セミナー 等）
- ② 班別行動学習（子どもたちで活動を選択したり計画したりする。）
- ③ チームビルディング

について、教職員と意見交換を行った。

(2) 意見交換の結果

① 英語〇〇 (例：学習、教育、生活、合宿、漬け、キャンプ、セミナー 等)

<話合いの視点>

〇〇に入る内容、実施時期と対象学年・対象者 など

<話合いの内容>

- ・様々なプログラムに英語を取り入れることが可能 (例：必要な食材を英語で手に入れるバーベキューなど)。活動の全てを英語で行うだけでなく、一部に英語を組み込むことも可能。
- ・各学校・学年の実態に合わせた、ワークショップ形式の宿泊行事の実施。
- ・オンラインを活用した海外との交流。

② 班別行動学習 (子どもたちで活動を選択したり計画したりする。)

<話合いの視点>

実施方法、交通手段、行先例 など

<話合いの内容>

- ・グループ毎にチェックポイントをクリアしながら行うオリエンテーションや飯盒炊爨、スポーツ等。
- ・行先については、自然体験等の体験活動やお土産を購入する場所等。
- ・交通手段として、例えば、同じ方面でバスの送迎をするのはどうか。
- ・小学生はオールフリーでの企画は難しいと思うが、行先をセレクトさせる方法を取れば可能。
- ・困った時の連絡手段として、タブレット端末を活用することで、いつでもどこでも教員とつながることが可能。

③ チームビルディング

<話合いの視点>

プログラム内容、実施規模 (人数)、時期と対象学年 など

<話合いの内容>

- ・軽井沢の自然を生かしたオリエンテーリングを実施し、目的を達成する事でグループやクラスの絆を深める。
- ・飯盒炊爨やプロジェクトアドベンチャーなど、グループで協力し助け合いながら親睦を深め、達成感を体験できる施設が敷地内に設置されていると良い。
- ・実施の時期は春～秋が良い。
- ・対象学年は小学5年生～中学3年生 (中学1年生はクラスづくりのためにも4月に実施できると良い)。

令和5年度保育園・こども園等の入園申し込みについて

1 令和5年度4月入園の申込み受付期間

入園希望月	受付期間（窓口）	オンライン申請・ 郵送申込み締切日	結果発表予定日
令和5年4月 （一次締め切り）	令和4年 11月24日（木）～12月23日（金）	令和4年 12月16日（金）	令和5年 2月7日（火）
令和5年4月 （二次締め切り）	令和5年 1月4日（水）～2月14日（火）	令和5年 2月7日（火）	令和5年 2月28日（火）

2 主な変更点

(1) 申込み方法の追加

窓口、郵送での申込み方法に加え、マイナポータルの「ぴったりサービス」によるオンライン申請を追加

(2) 就労証明書の様式変更

令和3年7月5日付内閣府・厚生労働省通知「就労証明書の標準的な様式の改定について（通知）」に基づき、就労証明書の証明者の押印を廃止

(3) 在勤要件の空き枠制限の緩和

千代田区在勤の区外在住者において、昨今の保育園の空き状況に鑑み、令和5年度入園申込みから空き枠制限を緩和

	令和5年度	令和4年度
区民枠	区立…1枠 ※定員に2枠以上空きがある場合に選考対象となる。 私立…区民枠無し ※定員に1枠でも空きがある場合に選考対象となる。	区立・私立ともに2枠 ※定員に3枠以上空きがある場合に選考対象となる。

3 令和5年新規開設予定園（4月開設予定）

認可保育所（私立）

施設名・住所	定員（人）						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
まなびの森保育園神保町 （神田神保町二丁目20番地31）	9	17	17	19	19	19	100

4 周知方法

- ・入園案内の配布（令和4年11月5日から、子ども支援課・出張所・児童館等で配布）
- ・区のホームページへの掲載（令和4年11月5日から公開予定）
- ・広報千代田10月5日号・11月5日号への掲載

認証保育所等の単願申請制度について

1 事業概要

認証保育所等を単願で希望し入園した場合の保育料について、認可保育園を利用した場合と比較し5割減額する補助事業

2 対象

- (1) 新規の0～2歳児クラスで、4月入園として認証保育所等と新たに契約を行う単願申請者
- (2) 認可保育所等の入所要件を満たしている方

3 見直しの理由

本事業は、平成30年4月から待機児童対策の一環として実施していた事業であるが、近年は、認可保育園にも空きが生じている状況であり、導入の目的は達成されたため、令和5年度申請までで本事業を終了する。なお、令和4年12月23日までに認証保育所等と入園契約を行った園児については、認可保育所等への転園申請をしない限り、保育料が無償化となる3歳児になるまで本事業の補助を適用する。

4 周知について

令和5年度の保育園・こども園等の入園案内にて周知を行う。

5 その他

認証保育所等に在籍する区民に対しての、認可保育園を利用した場合と比較し保育料が2割安くなる減額補助についても、補助金の見直しの一環として別途検討する。

保育所の閉所について

1 概要

先般、下記保育事業者より、今後の事業継続の困難性について相談があったが、協議の結果、下記理由により、閉所の見込みとなったため、関係機関に周知し、閉所作業を進める。

2 閉所理由

- (1) 保育者の一身上の都合により、令和5年度以降の保育が困難となったこと。
- (2) 保育事業者の自宅で保育しているため、事業継承が困難なこと。

3 閉所施設

- (1) 施設名 あい・ぼーと小さな家東神田
- (2) 所在地 東神田二丁目4番6号
- (3) 事業者 特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション
- (4) 類型 地域型保育事業（家庭的保育事業）
- (5) 定員 5名
- (6) 現員数 3名（令和4年10月1日時点）
- (7) 開所日 平成25年9月2日

4 閉所日

令和5年3月31日

高校生等医療費助成事業について

1 概要

令和5年度より東京都が医療費助成の対象年齢を高校生等にまで引き上げることとなった。千代田区では、平成23年度から区独自制度として高校生等医療費助成を実施してきたが、これにより、令和5年度より区が発行する医療証を都内全域の医療機関にて使用することが可能になる。については、関連する条例及び条例施行規則の改正を実施する。

2 都事業実施前後比較

年 度		～令和4年度 (現行)	令和5～7年 度	令和8年度～		
父母等の 年収 (扶養3人 の例)	960万円 以上	区費	区費	区費		55%
	960万円 未満		都補助 (10/10※ 1)	区費 (1/2)	都補助 (1/2 ※1)	45%
対象者		高校生等※2 (就労者及び婚 姻者を除く。)	高校生等※2 (除外事由なし。)			
助成対象者		区内在住の保護 者	① 区内在住の高校生等を監護する保護者 ② 高校生等本人 (保護者の監護がない場合)			
現物給付の範囲 ※3		区内	都内			

※1 都制度では通院1回あたり200円の自己負担(診療費に充当)が発生するが、区は無料のため200円×通院日数が都補助の対象外。事務費も都補助対象の高校生等のみに係る分が補助対象。

※2 区内に住所を有する15歳に達した日後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者(各種医療保険の対象となる者に限る。生活保護法又は児童福祉法により医療費が助成される者を除く。)

※3 医療機関等の窓口で医療証を提示し、その場で自己負担を0円とすることができる範囲。都外受診の場合は償還払いとなる。

3 スケジュール

(1) 条例改正に向けた条例施行規則の改正

令和5年4月1日から新制度に基づく医療証を発行するため、令和4年10月1日に発行する医療証は、今回に限り有効期限を令和5年3月31日まで(現行9月30日まで)とするよう、関連する条例施行規則の改正をした。(令和4年9月30日付)

(2) 条例改正(施行予定 令和5年4月1日)

第4回定例会において新制度実施のための「千代田区高校生等医療費助成条例」の一部改正案を提出する予定である。

主な改正：現状では対象が区内在住の保護者のみだが、**区内在住の高校生等を監護する区外在住の保護者と高校生等本人も加える**。就労・婚姻している高校生等は対象外から対象へ

(3) 改正条例施行に向けた条例施行規則の改正(施行予定 令和5年4月1日)

(2)を踏まえた医療証様式の変更等、所要の改正を行う。

くだんしたこどもひろばの利用終了について

1 概要

平成31年4月8日から、民間の土地を区が一時借用して、子どもの遊び場として開放している「くだんしたこどもひろば」については、貸主との借り受け期間の満了に伴い、令和4年11月30日をもって終了します。

2 利用終了理由

令和5年3月31日の借り受け期間満了前の原状回復工事を行う必要があるため

3 利用終了施設

- (1) 施設名 くだんしたこどもひろば
- (2) 所在地 九段南1-3-5
- (3) 設置期間 平成31年4月8日～令和4年11月30日
- (4) 利用対象 主に就学前児童。
 バスケットボールエリアは中学生・高校生も利用可能
- (5) 開放時間 年末年始を除き、毎日、午前9時から午後5時まで
 7月21日～8月31日は午前9時から午後6時まで

4 利用終了日

令和4年11月30日（水）

令和5年度千代田区立九段中等教育学校 入学者決定に関する実施要綱について

1 千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱

本実施要綱は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目の内容を踏まえ、日程等の事項を適宜改正し、毎年度冊子として配布するとともに、区ホームページにて公表している。

2 主な変更箇所と変更理由

(1) 出欠の記録について（要綱 P. 7、P. 24）

変更前： 報告書（様式2）に出欠の記録を記載

変更後： 出欠の記録欄を削除

変更理由： 入学者の決定にあたり、出欠状況は得点化していないため。

(2) 性別欄について（要綱 P. 22、P. 34）

変更前： 入学願書（様式1）及び特別措置申請書（様式12）に性別を記載

変更後： 出願者が記載する申請書類の性別欄を削除

変更理由： 多様化する出願者の性自認を尊重するため。

(3) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者について（要綱 P. 9）

変更前： 濃厚接触者でも、以下の条件を満たす場合は別室での受検を認める。

公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

変更後： 濃厚接触者でも、以下の条件を満たす場合は別室での受検を認める。

公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

なお、感染拡大防止に関する一定の条件を満たすタクシーは利用できる。

変更理由： 東京都が示す濃厚接触者に対する制限方針に変更があったため。

(4) 特別措置申請の流れについて（要綱 P. 9）

変更前： 特別措置による受検を希望する者は、小学校長を経由して、九段中等教育学校長に申請する。

変更後： 特別措置による受検を希望する者は、事前に小学校を通じて九段中等教育学校長に相談の上、小学校長を経由して九段中等教育学校長に申請する。

変更理由： これまで明文化されていなかった、特別措置による受検を希望する者に関する、在籍小学校と九段中等教育学校間での情報共有について、事前相談の流れを明文化し、特別措置による受検希望者の情報を九段中等教育学校で早期に把握するため。

令和5年度

千代田区立九段中等教育学校
入学者決定に関する実施要綱
(手 引 き)

令和4年9月

千代田区教育委員会

目次

第1 日程	1
第2 募集人員	1
第3 応募資格	1
第4 出願	4
第5 検査等の実施及び採点	5
第6 入学者を決定するための手続等	6
第7 合格者の発表	6
第8 入学手続	6
第9 繰上げ合格者の決定	6
第10 入学辞退届の提出	7
第11 報告書	7
第12 本人得点の開示	8
第13 特別措置	9
第14 出願書類についての注意事項等	10
第15 入学検定料等の納付方法	11
第16 その他	12
千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項	13
様式一覧	21

令和5年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定の日程

月	日	曜	内 容	月	日	曜	内 容
1	6	金		1	27	金	
	7	土			28	土	
	8	日			29	日	
	9	月	成人の日		30	月	
	10	火			31	火	
	11	水	郵送出願開始(区分Bのみ)		2	1	水
	12	木		2		木	
	13	金		3		金	検査
	14	土		4		土	
	15	日		5		日	
	16	月		6		月	
	17	火	郵送出願終了(区分Bのみ)	7		火	
	18	水	出願受付①(区分Aのみ)	8		水	
	19	木	出願受付②(区分Aのみ)	9		木	ホームページ上発表(午前8時)・掲示発表(午前9時)・入学手続(午後3時まで)
	20	金		10		金	入学手続(正午まで)
	21	土		11		土	建国記念の日
	22	日		12		日	
	23	月		13		月	
	24	火	応募状況の発表	14	火		
25	水		15	水	入学金納付期限		
26	木		16	木			

令和5年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱

令和5年度における千代田区立九段中等教育学校（以下「九段中等教育学校」という。）の入学者の決定は、この要綱に定めるところにより実施する。

第1 日程

事項	区分A	区分B
出願	令和5年1月18日(水)午前9時から午後3時 令和5年1月19日(木)午前9時から午後3時 受付場所 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1） 願書、報告書、志願者カード、その他必要書類を持参し提出する	令和5年1月11日(水)から1月17日(火)まで 郵送（上記郵送出願期間に、九段中等教育学校必着）により受付（上記郵送出願期間以外は受け付けない）
応募状況の発表	令和5年1月24日(火) 午前11時 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）掲示 九段中等教育学校ホームページ（ http://www.kudan.ed.jp/ ）掲載	
検査	令和5年2月3日(金) 午前8時30分 集合 午後0時35分 検査終了 会場 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1） 九段中等教育学校 富士見校舎（千代田区富士見 1-10-14）	
発表	令和5年2月9日(木) 午前8時 九段中等教育学校ホームページ（ http://www.kudan.ed.jp/ ）掲載 令和5年2月9日(木) 午前9時 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）掲示	
入学手続	令和5年2月9日(木) 午前9時から午後3時まで 令和5年2月10日(金) 午前9時から正午まで 会場 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北 2-2-1）	

第2 募集人員

募集区分	区分A	区分B
募集人員	80名（男子40名、女子40名）	80名（男子40名、女子40名）
合計	160名	

第3 応募資格

九段中等教育学校に入学を志願することのできる者は、第3-1 区分Aの応募資格、又は第3-2 区分Bの応募資格のそれぞれの表の①欄(1)から(4)のいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

第3-1 区分Aの応募資格

①
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和5年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
(2) 令和5年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成22年4月2日から平成

<p>23年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者</p> <p>(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和5年3月に修了する見込みの者</p> <p>(4) 令和5年3月31日までに、外国に所在する学校（現地校）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に出生した者</p>
<p>②</p> <p>(1) 令和4年4月1日現在千代田区内に住所を有しており（転入の場合は令和4年4月1日までに転入の届出を完了していること）、引き続き九段中等教育学校の卒業まで千代田区内に居住し、かつ、通学することが確実で、千代田区立中学校選択制度において区立中学校を選択し、次のアとイのどちらかの条件を満たす者</p> <p>ア 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居していること。</p> <p>イ 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること。ただし、父又は母のどちらとも同居せず、おじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している場合には「具申書」（様式8）の提出が必要となる。</p> <p>（ア） 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者</p> <p>（イ） 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者</p> <p>（ウ） 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者</p> <p>（エ） その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者</p> <p>なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号又は令和2年7月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、千代田区立小学校に在学する者は、事情により千代田区内に住民票を異動することができていない場合であっても、避難者名簿等により継続して居住していることが確認できる場合には、区分Aで志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式8）を千代田区立九段中等教育学校長（以下「九段中等教育学校長」という。）に提出すること。</p> <p>(2) 区外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は区外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、令和4年4月1日現在千代田区内に保護者が住所を有しており、九段中等教育学校入学日までに保護者と同居する者で、引き続き九段中等教育学校卒業まで千代田区内に居住し、かつ通学することが確実な者</p> <p>ただし、父母のどちらとも同居していない場合は「具申書」（様式8）の提出が必要となる。児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。</p>

第3-2 区分Bの応募資格

<p>①</p> <p>(1) 小学校を令和5年3月に卒業する見込みの者</p> <p>(2) 令和5年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務</p>

教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者

(3) 日本人学校の当該課程を令和5年3月に修了する見込みの者

(4) 令和5年3月31日までに、現地校において日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に出生した者

②

(1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有しており、引き続き九段中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者

又は、都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有しており、引き続き九段中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実で、次のアからエのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、保護者と同居していない場合は「具申書」（様式8）の提出が必要となる。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、九段中等教育学校入学日までに保護者と同居し、都内へ転居する者で、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者

なお、災害に伴う被災者で、父母どちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、区分Bで志願することができる。

また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても区分Bで志願することはできる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校長は具申書（様式8）を九段中等教育学校長に提出すること。

(2) 第3-3に定める応募資格の審査を受け、承認を受けた者

第3-3 応募資格審査が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項に定める手続により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、九段中等教育学校長に委任する。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）その際、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

(1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者

- (2) 前記第3-2②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-2①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、「島しょからの転居に関する申立書」（様式9）を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記3-2①欄(2)に該当する者
- (6) 前記3-2②欄なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

- (1) 九段中等教育学校を志願する者は、都立中等教育学校及び都立中学校へ出願できない。
- (2) 区分Aに志願する志願者又は保護者等は、出願に要する書類等を出願受付期間中に持参し、九段中等教育学校長に提出する。なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。
- (3) 区分Bに志願する志願者は、九段中等教育学校長宛てに、出願に要する書類等を郵送出願期間に必着するよう、特定記録郵便により提出する。なお、一度提出した出願に要する書類は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 小学校長の手続

- (1) 入学願書（様式1）

都内の小学校長は、在学している児童について、入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること並びに九段中等教育学校への応募資格があることを確認し、所定の位置に小学校長の公印を押す。ただし、都外の小学校の場合は、小学校長の公印を押す必要はない。
- (2) 報告書（様式2）
 - ア 作成方法 実施要綱第11に定める方法により作成する。
※九段中等教育学校長宛ての親展扱いとする。
 - イ 提出部数 1部
 - ウ 小学校長は、やむを得ない理由のため報告書の一部が記入できない場合は、「学籍の記録」等記入できる欄について記入し、実施要綱第11-1(3)ア、イ又はウに定めるところにより作成した理由書（様式任意）等を提出する。

第4-2-2 志願者の手続

区分Aに志願する志願者又は保護者は、次の書類等を受付場所である九段中等教育学校九段校舎（千代田区九段北2-2-1）に持参し、九段中等教育学校長に提出する。

区分Bに志願する志願者は、次の書類を九段中等教育学校長宛てに特定記録郵便により提出する。

- (1) 入学願書（様式1）

- (2) 報告書（様式 2）
- (3) 志願者カード（様式 14）
- (4) 応募資格審査関係書類（実施要綱第 3 - 3 に該当する者のみ。）
- (5) 入学検定料 2,200 円（所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）
- (6) その他九段中等教育学校長が定めた書類等

第4-3 受検票の交付

区分Aに志願する志願者の入学願書等を受け付けた九段中等教育学校長は、受付場所において受検票を交付する。

区分Bに志願する志願者の入学願書等を受け付けた九段中等教育学校長は、受検票を志願者宛てに郵送により送付する。

第4-4 応募状況の発表

応募状況の発表は、1月24日（火）午前11時に九段中等教育学校の校内の掲示及びホームページへの掲載により行う。

第5 検査等の実施及び採点

第5-1 検査内容

九段中等教育学校の特色や教育理念の「育てたい生徒像」に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育で求められている適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第5-2 検査等の方法

入学者決定に際して、九段中等教育学校長は、小学校長から提出された報告書と適性検査、志願者カードを適切に組み合わせて実施する。

なお、報告書及び適性検査等の点数化に関する取扱いについては、九段中等教育学校長が適切に定める。

第5-3 検査時間

児童にとって過度の負担とならないように、九段中等教育学校長が適切に定める。

第5-4 問題作成

(1) 出題の基本方針

- ア 小学校の教育課程に基づく日常の学習活動の成果や中高一貫教育において学ぶ意欲、適性を検査することを基本とする。
- イ 出題の内容は、教科横断的な力や課題発見・解決能力などをみるものとする。
- ウ 出題に当たっては、九段中等教育学校の特色や育てたい生徒像に照らし、6年間の学習活動への適応力や創造力等をみることができるようにする。

(2) 検査問題は、九段中等教育学校が設置する検査問題作成委員会が作成する。

(3) 検査問題作成委員会の委員長は、九段中等教育学校長とする。

(4) 検査問題作成委員会の委員は、九段中等教育学校長が命ずる。

第5-5 採点

(1) 九段中等教育学校に、検査等の採点を行う採点委員会を置く。

(2) 採点委員会の委員長（以下、「採点委員長」という。）は、九段中等教育学校長とする。

(3) 採点委員会の委員（以下「採点委員」という。）は、九段中等教育学校の副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭及び日勤講師（非常勤教員）のうちから九段中等教育学校長が命ずる。

(4) 採点委員長は、採点委員を指揮監督し、採点についての責任を負う。

(5) 採点委員長は、各検査等に対し、採点委員のうちから採点責任者を命ずる。

第6 入学者を決定するための手続等

九段中等教育学校長は、九段中等教育学校の特色や育てたい生徒像に基づいて、あらかじめ定めた方法により入学者を決定する。

第6-1 入学者決定の基本方針

九段中等教育学校長は、小学校長から提出された報告書及び検査等の結果（以下「総合成績」という。）により入学者の決定を行う。

第6-2 選考

- (1) 九段中等教育学校に、入学者の決定に関する事務を行う選考委員会を置く。
- (2) 選考委員会の委員長は、九段中等教育学校長とする。
- (3) 選考委員会の委員は、九段中等教育学校長が命ずる。

第6-3 合格候補者の決定

九段中等教育学校長は、次の(1)から(3)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 募集区分（区分A、区分B）ごとに、男女別の募集人員に相当する人員まで、男女別の総合成績の順（以下「総合順位」という。）により合格候補者を決定する。
- (2) 上記(1)で男子（女子）が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、募集区分ごとに合格候補者となっていない女子（男子）から募集人員まで充足する。
- (3) 上記(2)で区分A（区分B）が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、区分B（区分A）の合格候補者となっていない者から、男女合同の総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第6-4 合格者の決定

九段中等教育学校長は、選考委員会の資料により合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第7 合格者の発表

合格者の発表は、九段中等教育学校の校内の掲示及び九段中等教育学校ホームページへの掲載により行う。

合格者には、合格通知書（様式3）を入学手続期間内に交付する。

第8 入学手続

第8-1 入学意思確認書の提出及び入学金の納付

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出しない者は合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書（様式5）の提出ができない場合は、入学手続期間内に九段中等教育学校に連絡し、入学意思を伝えること。九段中等教育学校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、九段中等教育学校長は、千代田区教育委員会と事前に協議の上、決定する。

入学金は令和5年2月15日（水）までに指定された方法で納付すること。

入学金：区分A 5,650円 区分B 56,500円

第8-2 入学許可書の交付

九段中等教育学校長は、第8-1に定める入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式6）を交付する。

第9 繰上げ合格者の決定

入学手続人員が募集人員に達しない場合、九段中等教育学校長は、令和5年2月22日（水）

午後 5 時を期限として、繰上げ合格候補者の入学意思を繰上げ順位に従って電話又は、これによりがたい場合はその他の手段により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書（様式 4）を交付する。繰上げ合格候補者の選定順位については、実施要綱 6-3 の例による。なお、繰上げ合格者については発表しない。

繰上げ合格通知書（様式 4）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式 5）を提出し、入学手続を行う。九段中等教育学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式 6）を交付する。入学金は定められた期限までに納付する。なお、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式 5）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

また、上記期限後に入学辞退者が発生した場合、2 月末日を最終期限として、九段中等教育学校長は、千代田区教育委員会と協議の上、繰上げ合格者を決定できるものとする。なお、その際の選考方法は上記繰上げ合格者決定の例による。

第10 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち、入学を辞退しようとする者は、入学辞退届（様式 7）を九段中等教育学校長に速やかに提出する。

第11 報告書

第11-1 作成

- (1) 小学校卒業見込者については、志願者が在学している小学校の教職員が記載者となる。
- (2) 記載者以外の複数の教職員が小学校児童指導要録等と照合し、確認する。
- (3) 小学校長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合、報告書の一部を作成しなくてもよい。

ア 令和 2 年 4 月 1 日以降帰国し、現地校から編入学した者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。各教科の学習の記録欄への記入又は現地校の成績資料の写しの添付が不可能な場合は、記入できない欄についてその旨を明らかにした理由書（様式任意）を提出する。

イ 小学校の、全ての教科を特別な教育課程により実施している特別支援学級（固定）在籍者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項のみ記入し、記入できない欄については斜線を引く。この場合、不足する記録に関わる資料の写しを提出する。

ウ 出席日数が少ないため、参考にできる資料等を活用しても評価を行うことができない教科がある場合、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。

この場合、小学校長は記入できない欄についてその旨を明らかにした理由書（様式任意）を提出する。

- (4) 当該小学校長は、上記(1)から(3)までを確認の後、公印を押し内容を証明する。

第11-2 記載事項

報告書には、次の事項を記載する。

- (1) 学籍の記録
- (2) 各教科の学習の記録
- (3) 特別活動の記録
- (4) 総合的な学習の時間の記録

第11-3 作成方法

報告書は所定の用紙（様式 2）により作成する。前年度以前の報告書の様式は使用できない。報告書の作成に当たっては、原則として小学校児童指導要録の記入方法に従うものとする。

報告書の各欄の記入については、次の(1)から(4)までのとおりとする。なお、第4学年、

第5学年については、小学校児童指導要録に基づいて記入し、第6学年については、第一学期及び第二学期の評価等を十分参考にして令和4年第二学期末現在における児童の評価等を記入する。記入後、当該小学校長の公印を押す。

(1) 学籍の記録

ア 児童氏名、性別、生年月日、卒業見込年月を記入する。

イ 小学校に転入学又は編入学した志願者については、転入学等の欄に転入学等の年月及び前在 school 名を記入する。

(2) 各教科の学習の記録

各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、3、2、1の3段階で評定を記入する。この場合、「十分満足できる状況と判断されるもの」を3、「おおむね満足できる状況と判断されるもの」を2、「努力を要する状況と判断されるもの」を1とする。

(3) 特別活動の記録

第6学年の特別活動における児童の活動について、内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

(4) 総合的な学習の時間の記録

小学校学習指導要領に示された目標に基づき、第6学年のこの時間に行った学習活動及び各学校が定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点について、児童の学習状況の特徴的な事項を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

第12 本人得点の開示

第12-1 受検者又は受検者の保護者(以下「受検者等」という。)の手續

- (1) 受検者等は、九段中等教育学校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。
- (2) 受検者等は、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表（様式11）を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

第12-2 九段中等教育学校長の手續

- (1) 受検者等から九段中等教育学校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、九段中等教育学校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を確認し請求を受け付けること。
- (2) 九段中等教育学校長は、適性検査等の本人得点開示に当たり、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、当該受検者の検査得点表（様式11）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付すること。

また、交付期間は、令和5年2月27日（月）から令和5年4月25日（火）までとする。

- (3) 実施要綱に基づく開示請求は、令和5年4月25日（火）を受付終了日とする。

なお、実施要綱に定める受付開始日から受付終了日までの期間以外における開示請求

については、千代田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 43 号）に基づき行うものとする。

第 13 特別措置

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、事前に小学校を通じて九段中等教育学校長に相談の上、小学校長を経由して、令和 4 年 12 月 16 日（金）までに、特別措置申請書（様式 12）により、九段中等教育学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同一とする。ただし、通常検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（問題・解答用紙の拡大、ICT 機器の使用、介助者（代筆者、音読者等を含む）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

特別措置申請を受け付けた九段中等教育学校長は、特別措置申請の内容にかかわらず、速やかに千代田区教育委員会に報告し、協議する。

- (2) 事故や病気等により、通常適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに特別措置申請書（様式 12）により、九段中等教育学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同一とする。ただし、通常検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

九段中等教育学校長は検査方法の特別措置を必要と認めた場合には、直ちに千代田区教育委員会に電話連絡する。

なお、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受検日現在、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者及び PCR 検査（行政検査）の結果を待っている者（これから検査を受ける予定の者を含む。）は受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、特別措置申請書（様式 12）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。また、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者と判断されてから健康観察や外出自粛を要請されている期間が経過していない者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、別室での受検を認める。その際、特別措置申請書（様式 12）により別室による受検等を申請すること。

ア 保健所が紹介した医療機関において、医師の診断により行われる PCR 検査（行政検査）の結果、陰性であること（結果が判明するまでの期間は受検不可とする。）。

イ 受検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、航空機（国内線）、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

なお、タクシー等を利用する場合は、以下のような条件がある。

(ア) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等）。

(イ) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者で

あることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。

エ 終日、別室で受検すること。

- (3) (2)にかかわらず、受検日に37.5度以上の発熱が認められた者は、受検することはできない。
- (4) 特別措置申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、九段中等教育学校長に志願の取りやめの連絡をする。

第14 出願書類についての注意事項等

第14-1 入学願書等の記入方法

- (1) 入学願書は、裏面に印刷された「入学願書記入上の注意」に従って記入する。
- (2) 入学願書に記入する氏名等の文字は、住民票に記載されているものを使用する。ただし、住民票に記載されている文字が常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）外字の文字である場合、その文字を常用漢字で代用しても差しつかえないが、入学願書、受検票及び報告書の表記は統一すること。

（例 澤一沢、邊一辺）

外国籍を有する場合も、住民票に記載されている氏名（以下「本名」という。）を入学願書の志願者氏名欄に記入することとなるが、住民票に通称名が表示されていて、受検票に通称名のみの記載を希望する者は、住民票に表示がある通称名を本名の後に（ ）を付して併記する。

なお、受検票の受検者氏名欄には、入学願書に併記した通称名のみの記入で差し支えない。その場合は、入学願書の志願者氏名欄及び報告書の学籍の記録・児童氏名欄には、本名の後に（ ）を付して通称名を記入する。

また、都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託児童で通称名（里親の姓）による出願を希望する志願者は、入学願書、受検票、報告書の氏名欄には、通称名（里親の姓）を記入する。その場合は、出願時に「措置通知書」の写しを提出すること。

（例1）外国籍を有する志願者の場合の入学願書の志願者氏名欄

フリガナ	アイシャ アリ
氏 名	A I S H A A L I

（例2）外国籍を有する志願者（漢字併記）の場合の入学願書の志願者氏名欄

フリガナ	チャン アイ ピン
氏 名	Z H A N G A I P I N G 張 愛 平

(例3) 外国籍を有する志願者で、本人が通称名の使用を希望する場合の記載例

(1) 入学願書の志願者氏名欄（本名と通称名を併記する。両方にフリガナを振る。）

フリガナ	チャン アイ ピン	クダン イチロウ
氏 名	ZHANG AI PING	九 段 一 郎

本名

通称名

(2) 受検票の受検者氏名欄（通称名のみで可）

フリガナ	クダン イチロウ
受検者氏名	九 段 一 郎

通 称 名

(3) 報告書の学籍の記録・児童氏名欄（本名と通称名を併記。両方にフリガナを振る。）

フリガナ	チャン アイピン	クダン イチロウ
児童氏名	ZHANG AI PING	九 段 一 郎

本名

通称名

(3) 保護者氏名欄には保護者の氏名を記入する。保護者が父母である場合、父又は母の氏名（父、母のどちらでもよい。）を記入する。

なお、保護者と別居していて出願を認められた者についても、原則として保護者の氏名を記入するが、行方不明又は外国等の遠隔地居住などのため記入できない場合は、次のア又はイの氏名の記入を認める。

ア 実際に養育している成人のおじ、おば、祖父母、兄姉、知人等

イ 職員を海外に派遣する等の目的で企業内に設けられた寮等に居住（入居）している場合は、その施設の長

第14-2 具申書の提出

(1) 具申書について

ア 第3-1②(1)イ（ア）から（エ）まで又は第3-2②(1)アからエまでのいずれかに該当する者で、父母のどちらか一方とも同居していない場合に提出する。

イ 提出方法

（ア） 具申書（様式8）は、申請者が2部作成し、在学している小学校長に提出する。

（イ） 小学校長は、受理した具申書の内容が事実であると認めたときは、小学校長証明欄に氏名を記入し小学校長の公印を押印の上、申請者に1部交付し、他の1部は小学校で保管する。

（ウ） 申請者は、小学校長が証明した具申書を他の出願書類とともに、九段中等教育学校長に提出する。

(2) 都内の里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）委託児童は「措置通知」の写しを提出する。

(3) 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童は、具申書に代えて当該児童福祉施設の長からの「意見書」を提出する。

第15 入学検定料等の納付方法

入学検定料及び入学金は、所定の納付書により、指定の納付場所で納付する。

なお、納付するに当たっては、次のことに留意する。

(1) 納付書は所定の用紙を使用する（コピーしたものは使用できない。）。

(2) 納付書の金額を訂正したり、前年度以前の納付書を使用したりしない。

- (3) 入学検定料は、出願手続きに間に合うように納付する。
- (4) 一旦納付した入学検定料は還付しないので、九段中等教育学校への志望が確実にってから納付すること。
- (5) 入学金は、期限までに納付する。
- (6) 一旦納付した入学金は還付しないので、九段中等教育学校への入学が確実にってから納付すること。
- (7) 指定の納付場所とは次に挙げるものをいう。
 - ア 銀行・信用金庫など（千代田区指定金融機関、特別区公金収納取扱店）
 - イ 東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局

第16 その他

- (1) 入学手続後、住所・氏名等について変更がある場合には、事前に九段中等教育学校長に申し出なければならない。
- (2) 現住所について居住の疑義がある場合には、千代田区教育委員会が訪問調査等を行う。
- (3) 報告書の受領書は、発行しない。
- (4) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項

令和5年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱（以下「要綱」という。）
の第3-3に該当している者の応募資格審査の取扱いはこの要項の定めるところによる。

- 1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者 …………… 15
（都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。）
- 2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 17
- 3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 19

＜応募資格審査を受ける上で必要な書類について＞

(保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合)

応募資格審査取扱要項の該当項目	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
1、2、3	<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>介護、病気療養(又は出産)のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入(在住)する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p> <p>※ 病気療養中については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とする。</p>	<p>[介護の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>介護保険被保険者証</u> <p>[病気療養の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医師の診断書(都内に転居できない理由が記載されているもの) <p>[出産の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>母子健康手帳</u> <p>※ <u>二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。</p>
2	<p>父母のどちらか一方が都内に転入する理由が、<u>介護のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>介護保険被保険者証</u> <p>[都内に転入できない父又は母]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 他道府県における勤務証明書等 <p>※ <u>二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。</p>
1、2、3	<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>父と母が離婚調停中のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入(在住)する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事件係属証明書等
3	<p>日本国籍を有する志願者が父母とともに海外に在住しており、父母のどちらか一方が都内に転入することができない理由が、<u>海外勤務の継続のため</u>であり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 海外における勤務証明書等(入学日以降も海外の勤務継続予定が確認できるもの)

1 都内在住者で都外の小学校等に在学している者(都内在住者で外国人学校を修了する見込みの者又は修了した者を含む。)

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

(1) ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を令和5年3月に卒業又は修了する見込みの者

イ 令和5年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者

(2) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。)とともに都内に住所を有し、九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい(応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。)

二 出願方法

(1) 提出期間 郵送出願期間とする(郵送出願期間に九段中等教育学校に必着するよう、特定記録郵便による出願のみ受け付ける。)

(2) 提出先 九段中等教育学校長(窓口への直接の出願は認めない。)

(3) 出願に要する書類等

ア 入学願書(様式1)

イ 報告書(様式2)

なお、前記一(1)イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの(日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの)

ウ 志願者カード(様式14)

エ 千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書(様式応1)

オ 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書(様式応2)(令和4年12月1日以降に区市町村長が発行したもの)

なお、前記一(1)イに該当する者で、住民票記載事項証明書(様式応2)に外国籍を有している証明がない場合は、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

カ 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類

(ア) 理由書(様式応6)

志願者が父母どちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

(イ) 父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類(14ページ)を参照し、該当の書類を提出する。

キ 入学検定料 2,200円(所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入

学願書の裏面に貼り付ける。)

ク その他九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は九段中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

2 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を令和 5 年 3 月に卒業又は修了する見込みの者
イ 令和 5 年 3 月 31 日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 22 年 4 月 2 日から平成 23 年 4 月 1 日までの間に出生した外国籍を有する者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和 5 年 4 月の入学日までに都内に転入し、九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。
なお、九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間 郵送出願期間とする（郵送出願期間に九段中等教育学校に必着するよう、特定記録郵便による出願のみ受け付ける。）。
- (2) 提出先 九段中等教育学校長（窓口への直接の出願は認めない。）。
- (3) 出願に要する書類等
 - ア 入学願書（様式 1）
 - イ 報告書（様式 2）
なお、前記一(1)イに該当する者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）
 - ウ 志願者カード（様式 14）
 - エ 千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書（様式応 1）
 - オ 転居に関する申立書（様式応 3）
 - カ 転居を証明する書類
 - (ア) 新たに都内に住居を持つ場合
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
 - (イ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合
親族等の住民票記載事項証明書（様式応 2）（令和 4 年 12 月 1 日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式 10）
 - キ 前記一(1)イに該当する者は、外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応 2）又は公的機関発行の書類
 - ク 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類
 - (ア) 理由書（様式応 6）

志願者が父母どちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記すること。

(イ) 父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類（14 ページ）を参照し、該当の書類を提出する。

ケ 入学検定料

2,200 円（所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

コ その他九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

- (1) 応募資格の審査は九段中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、九段中等教育学校長に別途、住民票記載事項証明書（様式応2）（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの）を提出する。

3 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を令和5年3月に修了する見込みの者
イ 令和5年3月31日までに外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和5年4月の入学日までに都内に住所を有し、九段中等教育学校入学後も保護者と同居し、引き続き九段中等教育学校卒業まで、都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

イ 日本国籍を有する志願者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

- (1) 提出期間 郵送出願期間とする（郵送出願期間に九段中等教育学校に必着するよう、特定記録郵便による出願のみ受け付ける。）。
- (2) 提出先 九段中等教育学校長（窓口への直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等

ア 入学願書（様式1）

イ 日本人学校の場合は報告書（様式2）

現地校の場合は最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

ウ 志願者カード（様式14）

エ 帰国に関する申立書（様式応4）

なお、前記一(2)アに該当する場合は、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が志願者と同居できない理由を証明できる書類（海外における勤務証明書等）を併せて提出すること。

オ 転居を証明する書類

(ア)新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等

(イ)既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書(様式応2)(令和4年12月1日以降に区市町村長が発行したもの)及び同居同意書(様式10)

カ 前記一の(2)イに該当する場合は、身元引受人承諾書(様式応5)及び保護者が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書等)

キ 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書(様式応2)又は公的機関発行の書類(外国籍を有する者のみ)

ク 入学検定料

2,200円(所定の納付書により、指定の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。)

ケ その他九段中等教育学校長が定めた書類等

三 その他

(1) 応募資格の審査は九段中等教育学校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 入学日までに、九段中等教育学校長に、住民票記載事項証明書(様式応2(申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの))を提出する。

なお、前記一の(2)イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

様式一覧

様式番号	名 称	ページ
様式 1	入学願書	22
(様式 1 裏面)	入学願書記入上の注意	23
様式 2	報告書	24
様式 3	合格通知書	25
様式 4	繰上げ合格通知書	26
様式 5	入学意思確認書	27
様式 6	入学許可書	28
様式 7	入学辞退届	29
様式 8	具申書	30
様式 9	島しょからの転居に関する申立書	31
様式 10	同居同意書	32
様式 11	検査得点表	33
様式 12	特別措置申請書	34
様式 13	特別措置決定通知書	35
様式 14	志願者カード	36
様式 応 1	千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書	37
様式 応 2	住民票記載事項証明書	38
様式 応 3	転居に関する申立書	39
様式 応 4	帰国等に関する申立書	40
様式 応 5	身元引受人承諾書	41
様式 応 6	理由書	42
納付書	入学検定料（区分 A、区分 B 共通） 納付書	43
納付書	入学金（区分 A） 納付書	44
納付書	入学金（区分 B） 納付書	45

(様式1)

令和5年度 千代田区立九段中等教育学校入学願書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

貴校への入学を志願します。

※受検番号	
-------	--

募集区分	区分 A
	区分 B

どちらかを
○で囲む

志願者	フリガナ		写真 正面上半身脱帽 (4cm×3cm) 令和4年12月1日以 降撮影のもので、カ ラー・白黒どちらでも 可
	氏名		
	生年月日	平成 年 月 日	
	現住所 (出願時の住所)	〒	
	入学式までに転居予定 の人は入学後の住所	〒	
	在学小学校名		
卒業年月	令和 年 月 卒業見込		
保護者	現住所	〒	
	連絡先電話番号	()	
保護者	入学式までに転居予定 の人は入学後の住所	〒	

応募資格がないと認められた場合や事実と反する記載によって入学したと認められた場合は、入学を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 (自署)

志願者との続柄

上記の志願者は貴校に応募する資格があることを確認しました。

令和 年 月 日

学校名

校長名

電話番号

公印

令和5年度 千代田区立九段中等教育学校 受検票

※受検番号	
募集区分	区分 A
	区分 B

どちらかを
○で囲む

フリガナ	
受検者氏名	
在学小学校名	
検査会場名	千代田区立九段中等教育学校

1 検査日時及び時間割

検査日 令和5年2月3日(金) 集合 午前8時30分

実施内容	開始時刻～終了時刻	時間
適性検査1	午前 9時00分～ 午前 9時45分	45分間
適性検査2	午前 10時25分～ 午前 11時10分	45分間
適性検査3	午前 11時50分～ 午後 0時35分	45分間

2 合格発表日時・場所

令和5年2月9日(木) 午前8時

千代田区立九段中等教育学校ホームページ

(<http://www.kudan.ed.jp/>) 掲載

令和5年2月9日(木) 午前9時

本校九段校舎(千代田区九段北2-2-1) 掲示

*この受検票は、合格通知書の受領、入学手続等に必要なのでなくさないこと。

(受験票 裏)

(のりしろ)

領収証書貼付欄

貼る前に金融機関(銀行・郵便局)の領収印を
確認してください。

(様式1の裏面)

入学願書記入上の注意

- 1 ※の受検番号欄は記入しないでください。
- 2 記入にあたっては、黒色のボールペン等を使用してください。ただし、消せるボールペン等は使用しないでください。
- 3 募集区分は、区分A、区分Bのどちらかを○で囲んでください。
- 4 志願者の氏名の欄には、住民票に記載されているとおりの氏名を記入してください。

外国籍を有し住民票に通称名が記載されていて、受検票に通称名のみ記載を希望する者は、志願者の氏名の欄は本名の後に通称名を()を付して記入してください。この場合、受検票の受検者氏名の欄については、通称名だけで差し支えありません。
- 5 保護者氏名の欄には、保護者本人が自署してください。
- 6 住所欄の記入は、丁目、番地等の区分表記を省略して構いません。
例「千代田区九段南一丁目2番1号」→「千代田区九段南1-2-1」
- 7 都外の小学校の場合、在学小学校名の欄に、道府県名から記入してください。
- 8 都内の小学校に在学していない者は、学校名、校長名、学校の電話番号の記入及び学校長の公印の押印は必要ありません。
- 9 出願日以降入学日までの間に転居することが確実な者は、転居予定先の住所を「入学日までに転居予定の人は入学後の住所」欄に記入してください。
- 10 千代田区立九段中等教育学校への入学を志願する者は、都立中等教育学校及び都立中学校へ出願できません。

(様式2)(A4判)

報告書

(注) ①字句を訂正したときは、公印を用いてその旨を明らかにする。

②※印の欄には記入しない。

※受検番号

学籍の記録	フリガナ			性別						特別活動の記録			
	児童氏名			転入学等	() 学校から 編入学 転学					学級活動			
	生年月日	平成	年	月	日生	卒業見込	令和 5 年 3 月			卒業見込	児童会活動		
各教科の学習の記録													
	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	6	クラブ活動	
評 定	4年										年	学校行事	
	5年											総合的な学習の時間の記録	
	6年											学習活動	
												観点	
備考 (学習の記録等の欄に記入できない事項があるときはその理由を記載する。)												評価	

24

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

記載者氏名

学校所在地 〒

電話番号

フリガナ

学校名

校長名

学校コード

公印

(注) 学校コード欄には、都内の公立学校のみ公立学校統計調査に使用する6桁の番号を記入する。

受検番号	
------	--

合格通知書

志願者氏名 _____

あなたは、令和5年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定において、合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出してください。

記

- 1 手続期間 令和5年2月9日（木） 午前9時から 午後3時まで
令和5年2月10日（金） 午前9時から 正午まで

令和5年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、合格を放棄したものとみなします。

受検番号	
------	--

繰上げ合格通知書

志願者氏名 _____

あなたは、令和5年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定において、繰上げ合格者として決定しましたので通知します。

なお、下記の手続期間内に入学意思確認書（様式5）を提出してください。

記

- | | | | | | |
|--------|------|---|-------|-----|-----|
| 1 手続期間 | 令和5年 | 月 | 日 () | 時から | 時まで |
| | 令和5年 | 月 | 日 () | 時から | 時まで |

令和5年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長



(注意) 繰上げ合格者となった者が、上記の手続期間内に入学意思確認書を提出しない場合は、繰上げ合格を放棄したものとみなします。

入 学 意 思 確 認 書

この度、令和5年度千代田区立九段中等教育学校の入学者決定に当たり、合格者になった旨の通知を受けました。

ついては、私は、千代田区立九段中等教育学校に入学します。

なお、入学者決定に関する応募資格等の重要事項の不備又はその他事実と反する事項によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

また、入学後に応募資格を失った場合には、速やかに転校等の手続に従います。

令和5年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

受 検 番 号 _____

在 学 小 学 校 名 _____

本 人 氏 名 _____

保護者 { 住 所 _____
氏 名 (自 署) _____

電 話 番 号 _____

受検番号	
------	--

入 学 許 可 書

志願者氏名 _____

あなたは、千代田区立九段中等教育学校の入学手続を完了し、入学許可予定者となりましたのでお知らせします。

令和5年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

(注意) 本許可書を、お住まいの区市町村教育委員会に提示し、本校に入学するに当たり必要な手続をしてください。

入学辞退届

令和5年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

私は、千代田区立九段中等教育学校の入学許可予定者となりましたが、入学を辞退します。

受 検 番 号 _____

入学許可予定者氏名 _____

保護者 { 住 所 _____
氏 名 (自署) _____

辞 退 理 由 _____

(注意) 入学許可予定者が入学を辞退する場合は、入学辞退届を提出してください。

※受検番号	
-------	--

具 申 書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

志願者氏名 _____

志願者の家族構成及び志願者と保護者の住所が異なる理由等は下記のとおりです。

1 家族構成（保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。）

氏 名	志 願 者 との続柄	現 住 所	電話番号

2 志願者と保護者の住所が異なる理由等

--

以上のとおり相違ありません。なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実と反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）

（電話番号）

上記の者は、令和5年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱に定める応募資格を有することを証明する。

令和 年 月 日

所在地

小学校名

校長名

公印

島しょからの転居に関する申立書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 住 所 _____

氏 名 (自署) _____

志願者との続柄 _____

志願者 住 所 _____

氏 名 _____

この度、下記の身元引受人の住所に転居しますので、よろしくお願ひします。

記

1 転居先住所

フリガナ 志願者氏名	転居先住所

2 保護者又は身元引受人の氏名及び住所

フリガナ 氏名	続柄	住 所

3 転居予定年月日

令和 年 月 日 転居予定

4 転居理由

上記の者は、令和5年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱で定める応募資格「都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者」に該当することを証明する。

令和 年 月 日

所在地 _____

小学校名 _____

校長名 _____

公印

- (注意) 1 保護者とともに転居する場合は、本様式の身元引受人の文字に二重線を引く。
 2 身元引受人の住所に転居する場合は、同居同意書(様式10)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2)を添付する。
 3 身元引受人は、都内在住者で、児童の入学後においても責任をもった対応のできる者とする。

同居同意書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長殿

住 所 _____

氏 名 (自署) _____

(同居予定者との関係) _____

私は、下記の同居に同意します。

記

同居前住所 _____

同居予定者

氏 名 _____

(注) 同意者の住民票記載事項証明書(様式応2)を添付する。

受検番号	
------	--

検 査 得 点 表

志願者氏名

請求のあった、あなたの検査得点は、以下のとおりです。

適性検査 1	適性検査 2	適性検査 3

令和 5 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長

公印

※受付番号

特別措置申請書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

フリガナ

志願者 氏 名 _____

生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

保護者 住 所 _____

氏 名 (自署) _____

電話番号 _____

千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱の規定により、適性検査等実施上の特別措置を下記のとおり申請します。

記

1 希望する措置を○で囲み、()内は記入してください。

(1) 検査時間	①延長を希望する。(検査時間は、通常の各検査時間の最大 1.5 倍まで。) ⇒ (別室受検になります。)	
(2) 検査会場	①普通の教室でよい (ア 前の方 イ 出入口近く ウ ()) ②特殊な机 ③別室受検 ④家族による送迎 ⑤車椅子の使用 ⑥介助者等の同行 ⑦ ())
(3) 検査方法	(例えば、問題・解答用紙の拡大など具体的に記入してください。))
	[]
(4) その他	①器具の持込み (例 補聴器、ルーペ、ICT機器等) () ②その他 ())

2 上記 1 の措置を希望する理由

(障害や病気の内容や程度などを含めて、申請する理由を具体的に書いてください。)

3 小学校長記入欄

上記のとおり、受検上の措置が必要であると考えます。		
立	小学校長	令和 年 月 日
学校の電話番号		公印

(注意事項)

- 1 申請は、小学校長を経由して、令和 4 年 12 月 16 日(金)までに千代田区立九段中等教育学校長に提出してください。なお、事故や病気等による適性検査等実施上の特別措置の申請は、小学校長を経由して、直ちに千代田区立九段中等教育学校長に提出してください。
- 2 申請後、志願を取りやめた場合は、速やかに小学校長を経由して千代田区立九段中等教育学校長に連絡してください。

特別措置決定通知書

第 号
令和 年 月 日

小学校長 殿

保護者 様

志願者 様

千代田区立九段中等教育学校長

公印

障害のある志願者に対する措置について下記のとおり決定します。

記

1 決定した措置内容

(1) 検査時間

(2) 検査会場

(3) 検査方法

(4) その他 (器具の持ち込み等)

2 その他

本決定について疑義がありましたら、決定内容について説明をいたしますので、御連絡ください。

問い合わせ先 千代田区立九段中等教育学校 副校長

電話 03-3263-7190

※受検番号	
-------	--

志 願 者 カ ー ド

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

学校名 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

私は貴校を志願するに当たり、入学を希望する理由と小学校での活動で特に述べておきたいことは次のとおりです。

1 入学を希望する理由

2 小学校のときに、力を入れて取り組んできたことで自分が特に述べておきたいこと

(注) 志願者本人が鉛筆等えんぴつで、はっきりと書いてください。

※受 検 番 号

千代田区立九段中等教育学校出願承認申請書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者氏名（自署） _____

志願者との続柄 _____

下記の者を貴校に入学させたいので、出願の承認を申請します。

記

1 志願者

フリガナ 氏 名		現住所	
在学小学校			令和 年 月 日 卒業見込

2 家族構成（保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること）

志願者との続柄	フリガナ氏名	現住所
保護者		

3 出願申請理由（該当する事項の番号を○で囲む。）

- | |
|---|
| (1) 都内在住者で都外の小学校等に在学している者
(2) 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 |
|---|

(注) 1 保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。
 2 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者は、本申請書を提出する必要はない。
 3 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

住民票記載事項証明書					
①住所			②世帯主氏名		
③氏名	④生年月日	⑤現住所を定めた年月日	⑥世帯主との続柄	⑦国籍・地域 (外国籍の場合のみ)	

上記①～⑦の事項は住民票に記載があることを証明する。

令和 年 月 日

区市町村長氏名

公印

- (注)1 証明を要する者について、住民票に記載されているとおり、枠内に記入し、令和4年12月1日以降に証明を受けること。
- 2 区市町村所定の様式も使用できる。
- 3 志願者が外国籍の場合は、⑦の国籍・地域についても証明を受けること(志願者以外については証明の必要はない)。
- なお、住民票に通称名が記載されている場合は、「氏名」欄に括弧書きで通称名の証明を受けること。

転居に関する申立書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 氏 名 (自署) _____

志願者との続柄 _____

志願者 氏 名 _____

この度、下記のとおり転居しますので申し立てます。

記

1 転居先住所

志願者との続柄	フリガナ氏名	転居先住所
保護者		

2 転居予定年月日

令和 年 月 日 転居予定

3 転居理由

--

(注) 1 転居を証明する書類を添付すること。

2 保護者が父母である者で、父母どちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応6)及び父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

3 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(様式応4) (A4判)

帰国等に関する申立書

令和 年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

保護者 氏 名 (自署) _____

志願者 氏 名 _____

志願者と家族の帰国 (入国) 予定の状況は下記のとおり相違ありません。

記

1 家族の状況(保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。)

フリガナ 氏 名	志願者との 続 柄	現 住 所	勤 務 先 (学校名)	帰国(入国) 予定年月	帰国(入国)後の住所
	本 人			年 月	
	保 護 者				

(注) 保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応6)及び父母どちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出すること。

2 日本国籍を有する志願者で、特別の事情により保護者が帰国できない場合は、その理由及び身元引受人

理由					
身元 引受人	氏 名	志願者との関係	住 所	電話番号	

(注) 上記2の場合、身元引受人承諾書(様式応5)及び保護者が帰国できない理由を証明する書類(海外における勤務証明書等)を併せて提出すること。

身元引受人承諾書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

志願者の帰国後の住所 _____

志願者氏名 _____

上記の者が貴校を受検するに当たり、志願者の保護者が帰国するまでの間、志願者の身元引受人となることを承諾します。

令和 年 月 日

現 住 所 東京都 _____

志願者との続柄等 _____

身元引受人氏名 (自署) _____

(注) 身元引受人は、都内在住者で、保護者が帰国するまでの間、保護者に代わる者で志願者と同居することが
確実な者とする。

※受検番号	
-------	--

理 由 書

千代田区立九段中等教育学校長 殿

令和 年 月 日

志願者氏名 _____

志願者の保護者である（ 父 ・ 母 ）が都内に志願者と同居できない理由は下記のとおりです。

記

1 志願者と同居できない保護者

志願者との続柄	フリガナ名	現住所
父 ・ 母		

2 志願者と同居できない理由等

理由	
証明する書類	

※ 父又は母が志願者と都内に同居できない理由(志願者の祖父母の介護、保護者の病気療養等)及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

※ 同居できない理由を証明する書類の名称を記入し、本理由書とともにその書類の写しを添付すること。

3 その他確認事項(内容を確認の上、□内にレを記入してください。)

<input type="checkbox"/> 千代田区立九段中等教育学校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居することはありません。 <input type="checkbox"/> 千代田区立九段中等教育学校の受検を目的として、都内に転居するものではありません。 <input type="checkbox"/> 父又は母が、志願者と都内に同居できない理由が解消された場合は、速やかに都内に転居します。

以上のとおり相違ありません。

なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実と反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署) _____

(電話番号 _____)

- (注意) 1 本書類は、保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合に提出する。
2 千代田区立九段中等教育学校へ入学手続するため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。
3 都内の小学校に在学している者は、本書類を提出する必要はない。
4 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

入学検定料(区分A、区分B共通) 納付書

口座番号		00130-2-960001		1	
加入者		千代田区会計管理者			
令和4年度		01 一般会計			
記帳区分	年度	会計	管理番号	子算種別	
13	04	01			
款目	事業	細事業	節	細節	細々節
13	02	01	01	001	
科目名 一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3406 中等教育学校入学検定料					
金額	十	億	千	百	十
			¥	2	200
納入者 在学小学校名 志願者名 様					
令和5年度		01 一般会計			
千代田区立九段中等教育学校 入学者選考 入学検定料					
発行年月日		令和 年 月 日			
上記の金額を領収しました。					
納付場所		領 収 日 付 印			
千代田区指定金融機関 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各県 所在のゆうちょ銀行・郵便局					
主 管 課		子ども部九段中等教育学校 (納入者保管)			

口座番号		00130-2-960001		1	
加入者		千代田区会計管理者			
令和4年度		01 一般会計			
記帳区分	年度	会計	管理番号	子算種別	
13	04	01			
款目	事業	細事業	節	細節	細々節
13	02	01	01	001	
科目名 一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3406 中等教育学校入学検定料					
金額	十	億	千	百	十
			¥	2	200
納入者 在学小学校名 志願者名 様					
令和4年度		01 一般会計			
千代田区立九段中等教育学校 入学者選考 入学検定料					
発行年月日		令和 年 月 日			
上記の金額を納付します。					
発行年月日		領 収 日 付 印			
取得店舗 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (郵便番号330-9794)					
主 管 課		子ども部九段中等教育学校 (区保管)			

口座番号		00130-2-960001		1	
加入者		千代田区会計管理者			
令和4年度		01 一般会計			
記帳区分	年度	会計	管理番号	子算種別	
13	04	01			
款目	事業	細事業	節	細節	細々節
13	02	01	01	001	
科目名 一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3406 中等教育学校入学検定料					
金額	十	億	千	百	十
			¥	2	200
納入者 在学小学校名 志願者名 様					
令和5年度		01 一般会計			
千代田区立九段中等教育学校 入学者選考 入学検定料					
発行年月日		令和 年 月 日			
上記の金額を領収しました。					
納付場所		領 収 日 付 印			
千代田区指定金融機関 特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各県 所在のゆうちょ銀行・郵便局					
主 管 課		子ども部九段中等教育学校 (金融機関保管)			

入学金(区分A) 納付書

納入通知書兼領収証書 (公)

口座番号	00130-2-960001		1	
加入者	千代田区会計管理者			
令和4年度	01 一般会計			
記帳区分	年度	会計	管理番号	子算種別
	04	01		
款項	目	事業	細事業	節
13	02	01	02	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金			
金額	十	億	千	百
			十	万
			十	千
			十	百
			十	元
			¥	5 6 5 0

納入者
在学小学校名

志願者名

上記金額を納付してください。

発行年月日
令和 年 月 日
発行者

納入期限
令和 年 月 日

上記の金額を預収しました。

納付場所
千代田区指定金融機関
特別区公金収納取扱店
東京都 山手区及び関東各県
所在のゆうちょ銀行郵便局

領収日付印

主管課 子ども部九段中等教育学校 (納入者保管)

(納入者保管)

納入済通知書 (公)

口座番号	00130-2-960001		1	
加入者	千代田区会計管理者			
令和4年度	01 一般会計			
記帳区分	年度	会計	管理番号	子算種別
	04	01		
款項	目	事業	細事業	節
13	02	01	02	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金			
金額	十	億	千	百
			十	万
			十	千
			十	百
			十	元
			¥	5 6 5 0

納入者
在学小学校名

志願者名

上記の金額を納付します。

発行年月日
令和 年 月 日
納入期限
令和 年 月 日

取扱いの店
ゆうちょ銀行東京貯金事務センター
(郵便番号330-9794)

領収日付印

主管課 子ども部九段中等教育学校 (区保管)

(区保管)

原符 (公)

口座番号	00130-2-960001		1	
加入者	千代田区会計管理者			
令和4年度	01 一般会計			
記帳区分	年度	会計	管理番号	子算種別
	04	01		
款項	目	事業	細事業	節
13	02	01	02	001
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金			
金額	十	億	千	百
			十	万
			十	千
			十	百
			十	元
			¥	5 6 5 0

納入者
在学小学校名

志願者名

令和5年度
千代田区立九段中等教育学校
入学金

発行年月日
令和 年 月 日
納入期限
令和 年 月 日

領収日付印

主管課 子ども部九段中等教育学校 (金融機関保管)

(金融機関保管)

入学金(区分B) 納付書

納入通知書兼領収証書

口座番号	00130-2-960001	I
加入者	千代田区会計管理者	
令和4年度	01 一般会計	
記帳区分	年度 会計 管理番号	予算種別
	04 01	
款項目	事業 細事業 節 細節	細々節
13 02 01	02 001	
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金	
金額	十 萬 千 百 十 万 千 百 十 円	
	¥ 5 6 5 0 0	
納入者		
在学小学校名		
志願者名		
様		
上記金額を納付してください。		
発行年月日	令和 年 月 日	
発行者		
納入期限	令和 年 月 日	
上記の金額を領収しました。		
納付場所	千代田区指定金融機関 特別区公金収納取扱店 東京都 山梨県及び関東各県 所在のゆうちょ銀行 郵便局	
主管課	子ども部九段中等教育学校	(納入者保管)

納入済通知書

口座番号	00130-2-960001	I
加入者	千代田区会計管理者	
令和5年度	01 一般会計	
記帳区分	年度 会計 管理番号	予算種別
	04 01	
款項目	事業 細事業 節 細節	細々節
13 02 01	02 001	
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金	
金額	十 萬 千 百 十 万 千 百 十 円	
	¥ 5 6 5 0 0	
納入者		
在学小学校名		
志願者名		
様		
上記の金額を納付します。		
発行年月日	令和 年 月 日	
納入期限	令和 年 月 日	
取扱いの店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター (郵便番号330-9794)	
主管課	子ども部九段中等教育学校	(区保管)

原符

口座番号	00130-2-960001	I
加入者	千代田区会計管理者	
令和4年度	01 一般会計	
記帳区分	年度 会計 管理番号	予算種別
	04 01	
款項目	事業 細事業 節 細節	細々節
13 02 01	02 001	
科目名	一般会計 使用料及び手数料 手数料 子ども手数料 3437 中等教育学校入学金	
金額	十 萬 千 百 十 万 千 百 十 円	
	¥ 5 6 5 0 0	
納入者		
在学小学校名		
志願者名		
様		
令和5年度	千代田区立九段中等教育学校	
入学金		
発行年月日	令和 年 月 日	
納入期限	令和 年 月 日	
領収日付印		
口数	計	
金額	十 萬 千 百 十 万 千 百 十 円	
	¥ 5 6 5 0 0	
主管課	子ども部九段中等教育学校	(金融機関保管)

千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱（手引き）

令和4年9月発行

編集・発行 千代田区教育委員会学務課

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1

電話 03-5211-4284

令和4年度及び令和3年度 学校・園・館行事等の実施状況について

教育委員会資料
令和4年10月13日
学務課

1 小学校

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
宿泊行事	箱根移動教室	6学年	5月23日～6月10日【2泊3日】		5月11日～6月5日【2泊3日】/中止	
	孺恋自然体験交流教室	5学年	10月3日～15日【2泊3日】	春期を廃止し、秋期に一本化	5月25日～29日【1泊2日】・10月6日～22日【2泊3日】/中止	
	岩井臨海学校	4学年	7月21日～29日【1泊2日】	宿泊日数を2泊から1泊に変更	7月21日～29日【2泊3日】/中止	
連合行事	音楽鑑賞教室	6学年	7月7日		7月7日	
	連合音楽会	3・4学年	11月29日、30日	対象を4学年のみに変更	11月4日・5日/中止	
	連合作品展	全学年	2月3日～2月6日		1月28日～2月1日/中止	※保・幼・小・中・中等含む
	水泳記録会	5学年	9月2日		9月3日/中止	
学校行事 (運動会)	麴町小学校	全学年	10月15日		10月2日	
	九段小学校	全学年	10月1日		10月2日	
	番町小学校	全学年	10月1日		9月25日	
	富士見小学校	全学年	9月17日		9月25日	
	お茶の水小学校	全学年	10月1日		9月25日	
	千代田小学校	全学年	10月1日		9月25日	
	昌平小学校	全学年	9月17日		9月25日	
	和泉小学校	全学年	9月24日		9月25日	
学校行事 (学芸会) (音楽会) (展覧会)	麴町小学校	全学年	11月18日～19日学習発表会		1月20日～24日(展覧会)	
	九段小学校	全学年	11月11日～12日音楽会		11月19日・20日(学芸会)	
	番町小学校	全学年	11月18日～19日学芸会		11月20日(学芸会)	
	富士見小学校	全学年	11月18日～19日学習発表会		10月29日・30日(学習発表会)	
	お茶の水小学校	全学年	1月19日～21日展覧会		11月19日・20日(学芸会)	
	千代田小学校	全学年	1月20日～21日展覧会		11月27日(音楽会)	
	昌平小学校	全学年	11月11日～12日学芸会		11月12日・13日(音楽会)	
	和泉小学校	全学年	1月18日～21日展覧会		11月19日・20日(学芸会)	

2 中学校

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
宿泊行事	オリエンテーションプログラム	1学年	4月14日～15日（麴町中学校） 4月21日～22日（神田一橋中学校）	宿泊を伴わない方法に変更	4月19日～20日（麴町中学校）/中止 4月22日～23日（神田一橋中学校）/中止	※中等含む
	裁量型移動教室	2学年	6月25日～27日（麴町中学校） 3月5日～7日（神田一橋中学校）		7月3日～5日（麴町中学校）/中止 2月27日～3月1日（神田一橋中学校）/中止	
	修学旅行	3学年	6月29日～7月1日（麴町中学校） 7月7日～9日（神田一橋中学校）		6月～7月実施から3月に変更後、中止	
	特別支援学級宿泊行事		6月5日～6日（麴町中学校）		9月12日～13日（麴町中学校）/中止	
連合行事	雅楽教室	1学年	3月6日		3月7日/中止	※中等含む
学校行事 (体育祭)	麴町中学校	全学年	5月21日	雨天のため一部競技を5月24日に延期実施	5月22日	
	神田一橋中学校	全学年	5月21日	雨天のため一部競技を翌週の授業内で延期実施	5月22日	
学校行事 (文化祭)	麴町中学校	全学年	10月22日		10月23日（麴中祭）	
	神田一橋中学校	全学年	10月22日		10月23日（合唱コンクール）	

3 中等教育学校

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
宿泊行事	ホームルーム合宿	1学年	4月下旬	中止	中止	
	シンガポール研修旅行	5学年	6月下旬	中止（国内変更）	国内変更	
	シンガポールからの変更 関西研修旅行	5学年	6月29日～7月2日		中止	
	至大荘行事	4学年	7月25日～7月29日	中止	中止	
	UCLA海外派遣	4.5学年	中止		中止	
	海外研修（オーストラリア）	3学年	令和5年3月10日～3月18日	中止（国内変更ブリティッシュヒルズに変更）	国内変更（ブリティッシュヒルズに変更）	
	海外研修中止の場合英語合宿	3学年	令和5年1月13日～16日		1月14日～1月16日	
	英語合宿	2学年	12月20日～12月23日		10月30日TGGに変更	
学校行事	体育祭	全学年	5月20日		中止	
	九段祭	全学年	9月17日～18日	オンライン配信も実施	12月3日（金）～12月17日（金）オンライン	
	クロスカントリー	全学年	1月31日		中止	
	校外学習（千代田区巡り）	1学年	7月1日		3月18日	
	移動教室（TGG）	1学年	12月7日		12月1日	
学校行事 (体育祭)	九段中等教育学校	全学年	5月20日		5月21日	
学校行事 (文化祭)	九段中等教育学校	全学年	9月17日～18日	オンライン配信も実施	9月（九段祭）	

4 幼稚園・こども園

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
連合行事	合同子ども会	5歳児	11月15日、16日	1日（午前・午後）2部制から2日（午前）に変更	11月16日	※保・幼・こ
園行事 (運動会)	翹町幼稚園	全学年	10月1日		10月16日	
	九段幼稚園	全学年	10月15日		10月16日	
	番町幼稚園	全学年	10月22日		10月16日	
	お茶の水幼稚園	全学年	10月15日		10月16日	
	千代田幼稚園	全学年	10月22日		10月16日	
	昌平幼稚園	全学年	10月15日		10月16日	
	いずみこども園	全学年	10月15日		10月16日	
	ふじみこども園	全学年	10月15日		10月16日	
園行事 (子供会)	翹町幼稚園	4・5歳児 3歳児	12月17日 2月9日		12月11日 2月9日	
	九段幼稚園	全学年	11月19日、2月9日		12月11日	
	番町幼稚園	全学年	12月9日、10日		12月17日・18日	
	お茶の水幼稚園	全学年	12月15日、17日		12月16日・18日	
	千代田幼稚園	全学年	12月17日		12月18日	
	昌平幼稚園	全学年	12月10日		12月18日	
	いずみこども園	3・4歳児 5歳児	12月3日 12月17日		12月4日 12月11日	
	ふじみこども園	4・5歳児 3歳児	2月4日 2月25日		2月5日 2月19日	

5 保育園

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
園行事 (夏祭り)	麴町保育園	3,4,5歳児	7月14日		7月16日	
	神田保育園	全園児	7月11日	7月11日~15日にクラスごとに分散実施	7月10日	
	西神田保育園	全園児	7月12日		7月18日	
	四番町保育園	全園児	7月21日		7月20日	
園行事 (運動会)	麴町保育園	3,4,5歳児	10月29日		10月23日	
	神田保育園	0~1歳児 自由参加 3,4,5歳児	10月22日		10月10日	
	西神田保育園	3,4,5歳児	10月22日		10月23日	
	四番町保育園	3,4,5歳児	10月22日		10月30日	
園行事 (発表会)	麴町保育園	3,4,5歳児	2月9日(3歳児)、2月22日(4歳児)、2月17日(5歳児)		2月19日	
	神田保育園	3,4,5歳児	12月2日		12月4日	
	西神田保育園	3,4,5歳児	2月17日		2月19日	
	四番町保育園	3,4,5歳児	2月17日		2月18日	
園行事 (遠足)	麴町保育園	3,4,5歳児	5月19日、5月31日、6月3日、6月9日、6月29日、9月7日、10月7日、11月1日、11月11日、11月25日、1月19日、3月24日		9月8日,13日、10月26日,29日、11月26日、1月20日、3月17日,24日	
	神田保育園	3,4,5歳児	6月16日、10月27日、11月1日、12月13日、1月12日、3月17日		6月29日,10月14日,21日,22日、12月14日、3月16日	
	西神田保育園	3,4,5歳児	5月19日、5月25日、7月6日、9月29日、10月13日、11月2日、11月22日、1月12日、3月16日		10月29日、11月5日,11日,19日、12月10日、1月12日,14日、2月22日、3月16日,17日	
	四番町保育園	3,4,5歳児	5月20日、6月9日、9月6日、9月28日、10月13日、11月4日、11月18日、11月25日、1月12日、3月17日	9月28日→12月14日に延期	10月14日、11月5日,12日,19日、1月13日、3月4日,17日	
	各保育園	1,2歳児	年2回程度実施		年2回実施	

6 児童館

区分	行事名	対象	令和4年度 日程	変更等	令和3年度	備考
児童館 合同行事	子育てまつりパート1	乳幼児親子	予定なし		中止	
	子育てまつりパート2	乳幼児親子	予定なし		中止	
	合同卓球大会	小学生	2月25日		中止	
館行事	学童クラブ遠足（夏）	学童クラブ児	予定なし		中止	
	学童クラブ遠足（春）	学童クラブ児	予定なし		中止	
	児童館まつり	児童・保護者	西神田（11/12）神田（11/19）四番町（10/29） 一番町（11/26）		中止	
	乳幼児親子バスハイク	乳幼児親子	予定なし		中止	
	親子バスハイク	幼児・小学生 親子	予定なし		中止	
	観劇会	幼児・小学生 親子	西神田（3/11）神田（1/13）四番町（12/7） 一番町予定なし		西神田（1/22）神田（12/1）四番町（2/9）一番町（12/16）	
講座	親と子の絆プログラム	子育て 中の親	「ノ・パ・デ・ィ・ズ・パ・ーフェクト」3回（1回終了） 「ACTすこやか子育て講座」4回（1回終了、1回中止） 「ベビママの会」7回（3回終了） 「年長から小学校低学年を乗り切るスキル講座」2回実施予定（1回終了）	「ACTすこやか子育て講座」4回→3回 ※参加者数が開催実施基準を下回ったため	「ノ・パ・デ・ィ・ズ・パ・ーフェクト」2回「ACTすこやか子育て講座」3回「ベビママの会」6回「年長から小学校低学年を乗り切るスキル講座」2回実施	

令和4年度 体力調査（都）の結果について

1 対象

小学校、中学校、中等教育学校全学年

2 調査項目（実技）

小学校：握力（筋力）、上体起こし（筋力・筋持久力）、長座体前屈（柔軟性）、
反復横跳び（敏捷性）、20mシャトルラン（全身持久力）、50m走（走力）、
立ち幅跳び（瞬発力）、ソフトボール投げ（投力・巧緻性） 計8種目

中学校：握力（筋力）、上体起こし（筋力・筋持久力）、長座体前屈（柔軟性）、
反復横跳び（敏捷性）、20mシャトルラン又は持久走（全身持久力）、50m走（走力）、
立ち幅跳び（瞬発力）、ハンドボール投げ（投力・巧緻性） 計8（9）種目

3 実施期日

令和4年6月中

4 調査結果

- ・校種、学年、種目、男女別の都及び区の平均値については、別紙を参照
- ・学年別で体力合計点が都の平均値より低いのは中学2・3年（主に握力、20mシャトルランが低い）
- ・昨年度においても同学年、同種目が低いため、中学校段階で、筋力及び全身持久力を高めることが課題
- ・全ての学年で都の平均値より高いのは、立ち幅跳び（昨年度同様）
- ・小学校では、握力及び反復横跳びも都の平均値より高く、筋力及び敏捷性が全体的に高いと言える。

5 今後の対応

各学校にも都から結果を送付済み。今後も引き続き、自分の健康に関心をもち、体力を高め、運動習慣を身に付けることができるよう、以下の取組を通し、各学校・園の取組を支援・助言していく。

- オリンピック・パラリンピック教育（「学校レガシー2020」としての継続）
- コオーディネーショントレーニングのより一層の推進
- 「千代田区基礎体力向上プラン」の改善・改訂
- 研修会の充実 等

(別紙)

令和4年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果（東京都と千代田区の比較）男子 R4.8.1時点

東京都	学年	参加人数	身長(cm)		体重(kg)		握力(kg)		上体起こし(回)		長座体前屈(cm)		反復横とび(点)		持久走(秒)		20mシャトルラン(回)		50M走(秒)		立ち幅とび(cm)		ソフトボール投げ(m) ハンドボール投げ(m)		体力合計点		
			人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数
男子	小学校	1年	51,945	51,819	117.24	51,811	21.39	51,671	8.79	50,402	11.04	51,608	26.20	51,362	26.40			50,494	16.60	51,504	11.48	51,572	113.63	51,541	7.26	49,348	29.36
		2年	51,828	51,681	123.24	51,667	24.08	51,512	10.50	50,315	13.66	51,387	27.83	51,212	30.07			50,251	25.26	51,275	10.58	51,358	123.88	51,300	10.25	49,034	36.43
		3年	51,055	50,932	128.96	50,921	27.23	50,703	12.35	49,537	15.59	50,575	29.91	50,368	33.31			49,514	31.84	50,313	10.07	50,478	133.70	50,420	13.41	48,133	42.15
		4年	50,124	49,958	134.34	49,953	30.67	49,743	14.23	48,634	17.63	49,579	31.86	49,419	37.07			48,599	38.52	49,335	9.63	49,486	142.40	49,387	16.59	47,208	47.70
		5年	49,934	49,825	139.82	49,804	34.28	49,536	16.31	48,449	19.26	49,387	34.05	49,162	40.84			48,291	45.45	49,149	9.28	49,257	151.77	49,288	19.76	46,942	53.06
		6年	50,333	50,170	146.41	50,152	39.14	49,947	19.19	48,791	21.13	49,763	36.23	49,506	44.16			48,598	52.85	49,461	8.87	49,586	163.10	49,646	23.21	47,169	58.87
	中学校	1年	38,745	37,859	154.54	37,634	44.47	38,041	23.76	37,154	23.21	37,626	39.38	37,480	48.56	24,091	438.02	17,093	63.40	37,045	8.52	37,528	181.69	37,355	17.27	33,229	32.72
		2年	38,116	37,141	161.64	36,903	49.35	37,427	28.82	36,613	25.82	37,128	42.75	36,833	51.58	24,388	397.14	17,361	76.81	36,184	7.91	36,798	197.64	36,390	20.18	32,426	40.53
		3年	38,131	37,327	166.53	37,114	53.79	37,539	33.29	36,841	28.02	37,274	46.19	36,995	54.45	24,080	385.54	17,562	85.13	36,701	7.55	37,054	210.88	36,724	22.80	33,618	47.19
高等学校	1年	20,761	20,161	168.99	19,981	56.80	20,399	36.02	20,100	27.67	20,341	45.88	20,438	55.80	12,675	397.60	7,748	79.61	20,030	7.50	20,437	219.31	20,241	22.79	18,698	47.90	
	2年	19,522	18,992	170.48	18,870	58.79	19,151	38.24	18,838	29.05	19,136	47.76	19,206	57.08	12,417	389.89	6,721	86.71	18,931	7.34	19,232	225.02	19,124	24.04	17,618	51.26	
	3年	19,937	19,297	171.29	19,188	60.67	19,553	39.76	19,074	30.27	19,486	49.18	19,545	58.38	12,845	383.90	6,427	86.99	19,202	7.26	19,553	229.04	19,513	25.03	17,821	53.91	
千代田区	学年	参加人数	身長(cm)		体重(kg)		握力(kg)		上体起こし(回)		長座体前屈(cm)		反復横とび(点)		持久走(秒)		20mシャトルラン(回)		50m走(秒)		立ち幅とび(cm)		ソフトボール投げ(m) ハンドボール投げ(m)		体力合計点		
			区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都
男子	小学校	1年	284	0.50	117.7	0.16	21.55	0.47	9.26	0.88	11.92	-0.34	25.86	1.60	28.00			2.74	19.34	-0.15	11.33	2.33	115.96	0.10	7.36	1.29	30.65
		2年	330	1.14	124.4	0.16	24.24	0.47	10.96	0.57	14.23	-1.10	26.73	2.71	32.78			1.95	27.20	0.00	10.58	5.35	129.23	1.21	11.46	1.53	37.96
		3年	306	0.70	129.7	0.13	27.36	0.79	13.14	-0.33	15.26	0.70	30.61	3.46	36.77			1.58	33.42	-0.09	9.98	5.44	139.14	1.03	14.44	2.31	44.46
		4年	277	0.42	134.8	-0.02	30.65	0.18	14.40	0.22	17.86	-1.26	30.60	2.47	39.54			1.96	40.48	-0.20	9.43	4.09	146.49	1.20	17.79	1.76	49.46
		5年	243	0.61	140.4	1.18	35.46	0.89	17.20	-0.30	18.97	-0.36	33.69	1.64	42.48			-0.16	45.29	0.09	9.37	2.64	154.41	1.66	21.41	0.65	53.72
		6年	273	0.36	146.8	0.07	39.21	0.31	19.50	-0.58	20.56	0.62	36.85	0.51	44.67			1.27	54.11	0.10	8.97	1.06	164.15	0.89	24.10	0.42	59.28
	中学校	1年	201	2.06	156.6	2.01	46.48	-0.77	22.98	0.07	23.28	-0.95	38.44	-0.03	48.53	-12.55	425.47	-1.84	61.57	-0.21	8.31	3.41	185.10	0.25	17.52	2.72	35.44
		2年	201	1.87	163.5	2.33	51.67	-0.76	28.06	0.02	25.83	-0.45	42.29	0.13	51.71	0.06	397.19	1.17	77.98	-0.04	7.87	4.16	201.80	1.20	21.38	-0.54	39.99
		3年	237	0.28	166.8	-0.79	53.00	-2.72	30.57	-0.75	27.27	-2.49	43.70	0.70	55.15	3.36	388.91	-1.73	83.40	-0.10	7.45	6.09	216.96	1.16	23.96	-1.80	45.40
高等学校	1年	73	1.23	170.2	0.19	56.99	-2.87	33.15	-0.46	27.21	2.73	48.61	-0.11	55.68	-12.10	385.50	2.96	82.58	-0.06	7.44	10.48	229.79	-0.18	22.61	1.12	49.02	
	2年	75	0.10	170.6	1.99	60.79	-0.30	37.93	2.63	31.68	8.00	55.76	1.42	58.49	-7.90	381.99			-0.21	7.14	13.62	238.64	-0.71	23.32	3.95	55.22	
	3年	72	0.78	172.1	-0.37	60.30	-1.41	38.35	-0.26	30.01	5.56	54.74	0.09	58.46	-17.81	366.09	38.01	125.00	-0.10	7.16	13.94	242.99	0.29	25.33	2.56	56.48	

※ 都結果については、平成26年度全国体力・運動能力調査調査結果と比較し、統計学上有意に全国を上回っているものを青字で、下回っているものを赤字で示しています。

※ 区結果については、東京都の調査結果と比較し、約5%以上、上回っているものを青塗り、下回っているものを赤塗りで示しています。

※ 中学校、高等学校の持久走、20mシャトルランはどちらか1種目の選択となります。高等学校1年の持久走、3年の20mシャトルランはそれぞれ実施人数が2名以下のため参考値とします。

令和4年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果（東京都と千代田区の比較）女子 R4.8.1時点

東京都	学年	参加人数	身長(cm)		体重(kg)		握力(kg)		上体起こし(回)		長座体前屈(cm)		反復横とび(点)		持久走(秒)		20mシャトルラン(回)		50M走(秒)		立ち幅とび(cm)		ソフトボール投げ(m) ハンドボール投げ(m)		体力合計点		
			人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数
女子	小学校	1年	49,336	49,240	116.29	49,240	20.95	49,119	8.25	48,030	10.74	49,120	28.61	48,931	25.54			48,100	13.67	48,923	11.84	49,086	105.70	48,988	5.08	47,003	29.23
		2年	49,413	49,292	122.21	49,289	23.54	49,192	9.87	47,992	13.16	49,082	30.81	48,921	29.01			48,003	19.35	48,943	10.95	49,070	115.68	48,976	6.75	46,839	36.56
		3年	48,250	48,152	128.21	48,144	26.52	47,970	11.66	46,983	15.01	47,913	33.49	47,778	31.71			46,973	23.72	47,670	10.40	47,843	125.75	47,778	8.55	45,806	42.70
		4年	47,538	47,423	134.48	47,408	30.06	47,265	13.54	46,289	16.99	47,167	35.92	47,050	35.51			46,309	29.16	46,960	9.94	47,109	135.32	47,022	10.42	45,133	48.66
		5年	46,630	46,543	141.60	46,523	34.71	46,374	16.15	45,428	18.41	46,229	38.71	46,106	39.09			45,292	35.46	45,987	9.51	46,142	145.23	46,152	12.37	44,169	54.75
		6年	46,852	46,765	148.12	46,752	39.79	46,563	19.01	45,507	19.46	46,438	41.52	46,241	41.74			45,359	39.97	46,141	9.18	46,301	153.09	46,341	14.04	44,222	59.63
	中学校	1年	35,937	35,264	152.77	34,937	43.73	35,516	21.14	34,878	20.32	35,291	43.18	35,127	44.83	22,618	316.25	15,783	44.91	34,678	9.09	35,093	163.64	34,906	10.71	31,830	42.28
		2年	34,847	34,177	155.44	33,743	46.69	34,269	22.92	33,671	22.02	34,124	45.34	33,765	45.99	22,188	299.29	15,094	49.98	33,110	8.84	33,766	167.68	33,451	12.13	30,025	46.91
		3年	34,651	34,028	157.03	33,636	48.86	34,208	24.26	33,683	23.32	34,024	47.39	33,802	47.01	22,256	299.66	14,939	51.96	33,302	8.78	33,807	169.91	33,396	13.19	30,518	49.79
高等学校	1年	20,088	19,701	157.71	19,372	49.84	19,819	24.88	19,542	23.00	19,795	47.19	19,858	48.71	12,853	312.56	6,887	49.04	19,545	8.88	19,884	173.67	19,776	13.06	18,234	49.74	
	2年	19,106	18,657	158.24	18,331	50.65	18,763	25.52	18,426	23.69	18,776	47.91	18,806	49.07	12,364	312.61	6,180	52.18	18,539	8.88	18,817	174.41	18,707	13.47	16,967	50.84	
	3年	19,731	19,192	158.47	18,864	51.02	19,416	25.87	18,858	24.12	19,366	48.89	19,375	49.46	13,244	312.01	5,893	51.12	19,121	8.87	19,401	175.45	19,347	13.86	17,693	51.62	
千代田区	学年	参加人数	身長(cm)		体重(kg)		握力(kg)		上体起こし(回)		長座体前屈(cm)		反復横とび(点)		持久走(秒)		20mシャトルラン(回)		50m走(秒)		立ち幅とび(cm)		ソフトボール投げ(m) ハンドボール投げ(m)		体力合計点		
区-都			区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区	区-都	区
女子	小学校	1年	256	0.66	117.0	0.01	20.95	0.05	8.30	0.24	10.98	-0.62	27.99	1.53	27.08			1.28	14.95	0.00	11.84	3.59	109.30	-0.30	4.78	0.61	29.84
		2年	268	0.56	122.8	0.26	23.80	0.24	10.11	0.28	13.43	-1.42	29.39	2.42	31.42			0.00	19.35	0.08	11.03	3.96	119.64	0.12	6.86	0.83	37.39
		3年	231	0.07	128.3	-0.08	26.44	0.20	11.86	-0.89	14.12	-0.54	32.95	2.34	34.05			1.36	25.08	-0.04	10.36	4.45	130.20	0.20	8.75	0.72	43.42
		4年	279	0.23	134.7	0.23	30.30	0.18	13.71	-0.35	16.65	0.16	36.08	2.62	38.14			2.27	31.44	-0.24	9.70	5.34	140.66	0.74	11.16	2.09	50.75
		5年	223	0.17	141.8	0.01	34.72	0.41	16.56	0.02	18.43	-0.60	38.12	2.64	41.73			2.87	38.33	0.03	9.54	1.32	146.55	0.38	12.76	1.14	55.89
		6年	221	0.48	148.6	-0.62	39.17	0.48	19.50	-1.05	18.40	0.53	42.05	1.26	43.00			2.68	42.64	0.13	9.30	2.06	155.15	-0.69	13.35	0.35	59.98
	中学校	1年	172	0.57	153.3	0.66	44.39	-1.20	19.94	-0.26	20.06	-0.77	42.41	0.63	45.46	-13.83	302.42	0.33	45.24	-0.21	8.88	5.07	168.71	0.55	11.26	1.29	43.57
		2年	186	0.62	156.1	-0.07	46.61	-1.60	21.33	-0.89	21.13	0.33	45.68	-0.22	45.78	2.11	301.40	-3.46	46.52	0.09	8.93	0.95	168.64	-0.47	11.66	-1.57	45.35
		3年	180	0.99	158.0	-0.72	48.13	-2.25	22.01	-2.21	21.11	-0.60	46.79	-0.98	46.03	10.04	309.70	-4.52	47.45	0.00	8.77	2.99	172.90	-0.29	12.90	-2.25	47.55
高等学校	1年	74	0.24	157.9	-0.31	49.54	-1.11	23.77	0.81	23.81	7.36	54.55	-0.16	48.55			-3.79	45.24	-0.08	8.81	14.31	187.97	-0.90	12.17	3.16	52.90	
	2年	73	1.30	159.5	-0.90	49.75	-1.72	23.79	3.25	26.93	9.64	57.55	0.65	49.73	-11.37	301.24			-0.17	8.71	15.08	189.49	-2.15	11.32	3.36	54.20	
	3年	75	1.06	159.5	1.32	52.34	-0.09	25.79	2.33	26.45	8.78	57.68	0.76	50.23	-29.51	282.51			-0.34	8.54	13.99	189.44	-0.53	13.33	5.76	57.38	

※ 都結果については、平成26年度全国体力・運動能力調査調査結果と比較し、統計学上有意に全国を上回っているものを青字で、下回っているものを赤字で示しています。

※ 区結果については、東京都の調査結果と比較し、約5%以上、上回っているものを青塗り、下回っているものを赤塗りで示しています。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年10月13日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
10	13	木	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
10	14	金	10:00~	教育委員訪問 和泉小学校	和泉小学校	教育委員出席
10	15	土		運動会	九段幼・お茶の水幼・昌平幼 いずみこ・ふじみこ・麴町小	
10	16	日				
10	17	月	10:00~	教育委員訪問 九段中等教育学校	九段中等教育学校	教育委員出席
10	18	火				
10	19	水				
10	20	木	10:00~	総合教育会議	教育委員会室	教育委員出席
10	21	金				
10	22	土		運動会 文化祭	番町幼・千代田幼・神田保・西神田保・四番町保 麴町中・神田一橋中	
10	23	日				
10	24	月				
10	25	火	13:30~	軽井沢視察及び移動教育委員会	メレーズ軽井沢	教育委員出席
10	26	水	14:30~	点検・評価第2回有識者会議	麴町区民館	教育委員出席
10	27	木				
10	28	金				
10	29	土		運動会	麴町保	
10	30	日				
10	31	月				
11	1	火				
11	2	水				
11	3	木				
11	4	金	10:00~	教育委員訪問 千代田小学校	千代田小学校	教育委員出席
11	5	土				
11	6	日				
11	7	月				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
11	8	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
11	9	水		保幼小合同研修会【神田地区】	お茶の水小学校・幼稚園	教育委員出席
11	10	木				
11	11	金		音楽会 学芸会	九段小 昌平小	
11	12	土		学校説明会③(願書配布開始)	九段中等教育学校	
11	13	日				
11	14	月				
11	15	火	10:00~	合同こども会(麹町小、九段小、富士見小学区)	国立オリンピック記念青少年総合センター	教育委員出席
11	16	水	10:00~	合同こども会(番町小、お茶の水小、千代田小、昌平小、和泉小学区)	国立オリンピック記念青少年総合センター	教育委員出席
11	17	木				
11	18	金	10:00~	教育委員訪問 ふじみこども園 学芸会・学習発表会	ふじみこども園 麹町小・番町小・富士見小	教育委員出席
11	19	土				
11	20	日				
11	21	月	10:00~	教育委員訪問 千代田幼稚園	千代田幼稚園	教育委員出席
11	22	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
11	23	水				
11	24	木				
11	25	金				
11	26	土				
11	27	日				
11	28	月				
11	29	火	13:00~ 14:35	連合音楽会①	すみだトリフォニーホール	教育委員出席
11	30	水	9:50~ 11:25	連合音楽会②	すみだトリフォニーホール	教育委員出席

「広報千代田」
10月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 14件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子育て推進課	「くだんしたこどもひろば」の閉鎖	「くだんしたこどもひろば」閉鎖の周知			
2	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ACT（アクト）すこやか子育て講座	子どもの発達や行動、親子それぞれの気持ちの理解などを様々なワークを通して心と体で体験的に学ぶ	11月9日・16日・30日、12月7日・14日・21日の11/23を除く毎週水曜（全6回）10時～12時	富士見わんぱくひろば	富士見わんぱくひろば
3	文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル～作品展と芸能のつどい～	作品展と芸能のつどいの開催のお知らせ	<作品展> 11月16日（水）～11月20日（日）（10時～19時 最終日は16時まで） <芸能のつどい> 11月19日（土）、20（日）12時00分～（11時30分開場）	作品展：九段生涯学習館（九段南1-5-10） 芸能のつどい：日経ホール大手町1-3-7）	
4	文化振興課	第3回近未来フェス	音楽とアート等が融合したイベント。イベント内で神田カレー街活性化委員会等によるブースあり	令和4年11月20日（日）13時から18時	アーツ千代田 3331	たこ焼き まえかわ family
5	文化振興課	かえっこバザールin千代田 スペシャルトークイベントも開催	遊ばなくなったおもちゃをカエルポイントに換えて、別のおもちゃと交換（かえっこ）	11月23日（水・祝）	アーツ千代田 3331	
6	文化振興課	舞踊劇 「わかれ道」	原作・樋口一葉生誕の地にて8回目となる舞踊劇。オリジナル曲の生演奏と唄、踊り、芝居で構成 仕立屋お京と傘職人・吉（きち）の交流と別れ、当時の流行歌で明治の風俗を描写	11月12日（土）14時30分、18時30分、13日（日）14時30分（受付は開演の30分前～）	内幸町ホール	羽衣企画
7	文化振興課	日本で最も美しい村まつり2022 in TOKYO TORCH	村に継承される伝統芸能披露や村の特産品を販売するマルシェ、村の暮らしや仕事に触れる体験ができるなど、日本で最も美しい村の魅力を一日で味わうことができるイベント	令和4年10月30日（日）10:30～16:00	TOKYO TORCH（雨天時：常盤橋タワー）	NPO 法人「日本で最も美しい村」連合

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
8	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会	11月13日（日）11時～	子ども室（区役所10階）	千代田図書館
9	文化振興課	千代田図書館 情報探索講習会	図書館の検索機能などを利用し、インターネットで本を検索する方法を案内	11月17日（木）19時～20時30分	第1・2研修室（区役所9階）	千代田図書館
10	文化振興課	「千代田区立図書館 de 鉄道150年」関連展示・イベント	区立図書館各館で、鉄道開業150年を記念した展示や講演会、イベントを開催	10月24日～ ほか	千代田区立図書館	千代田区立図書館
11	生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座 サークル体験会(11月)	九段生涯学習館など区立施設で活動する区民サークルが「サークル体験会」を開催	各サークルによって異なる	九段生涯学習館	九段生涯学習館
12	生涯学習・スポーツ課	「二十歳のつどい」事前参加申込が必要です	令和5年「二十歳のつどい」に関する、区内在住者・区外参加者への申し込み案内	1月9日（月・祝）13時～	ホテルニューオータニ（千代田区紀尾井町4-1）	
13	生涯学習・スポーツ課	バレトン	15歳以上の方（中学生を除く）を対象としたバレトン教室	12月4日～令和5年1月29日の毎週日曜日(1月1日を除く全8回) 15時～16時	スポーツセンター	スポーツセンター
14	生涯学習・スポーツ課	ウォーキングイン千代田	区内在住・在勤者を対象としたウォーキングイベント	11月6日（日）9時30分～	区役所前（集合）・東御苑	千代田区体育協会